Title	独占禁止法上における競争概念の検討(1)
Author(s)	丹宗, 昭信
Citation	北大法学論集, 22(1), 1-52
Issue Date	1971-06-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16119
Туре	bulletin (article)
File Information	22(1)_p1-52.pdf



論説

独 占 禁 止 法 上 に お け

る

競 概 念 の

(1)

検 丹 討

昭

宗

信

第二条四項にいう競争概念の意義と問題点 論 目 独禁法上の競争概念の多義性 競争概念の問題情況 競争概念検討の意義 競争概念の適用範囲の拡大 次

序

第二条四項にいう競争概念の意義

現行の定義規定に至るまでの沿革

第二条四項の競争概念に対する批判的見解 独禁法の各条項にいう競争概念の意味の差異

一、完全競争概念より有効競争概念への移行

□ 完全競争理論より有効競争理論への移行とその背景□ 完全競争概念の意義と機能

三 有効競争理論の内容

阿 有効競争のもつ三つの主要な側面

四、寡占市場と有効競争 — 潜在的競争 — 三、寡占市場と有効競争 — 顕在的競争 —

いわゆる経済の二重構造と競争形態の錯綜中小零細企業市場といわゆる過当競争

Đ

び

序論----競争概念検討の意義-

) 競争概念の適用範囲の拡大

競争概念は、

経済学上の重要な基礎概念の一つであるのみならず、経済法学上の最も重要な基礎概念の一つでも

律であり、 ての独禁法は、資本主義経済社会における「公正かつ自由な競争」の促進を目的(独禁法一条)として制定された法 ルンとして構想される経済法学にとって、最も重要な基礎概念であることは容易に理解されるところであろう。経済 知のとおりである。かくて競争概念は、独禁法の全法体系を支える中心概念であるのみならず、かような独禁法をケ あることは、今日の経済法学の専攻者にとっては、ほとんど共通の諒解事項であろうかと思う。経済法の中心法とし 競争制限行為(三条)や競争阻害行為(一九条)等を中心に、違法行為類型を構成した法体系であることは周

さらに、

を顧みることなしにはすまされないであろう。

学が、資本の L 本 たがって Ó 運 動 (経 運動を法則科学的に把えようとする学問であるのに対して、 济 0 念は、 流 れ K 経済法学における扇の要的地位を占めることになってい 国家が競争維持や競争制限等の手段を用い て介入しようとする政策立法の体系である。 経済法学は、競争を媒介として展開される資

競争法 の関心、アメリカ反 概念となってい K 玉 立. K にたつ限り、 (現実には関 場に z) · 採り入れざる の (II) がけて 昨 経済発展 今ア の た 間 9 0 限 経 題 |税による国内産業の保護や国際カルテルによる競争制限は存在するが)。 等 'n 済 IJ (の程度とその国のおかれている国際経済的立場によって異なるであろうが カに る。 をえないで Ø) 由 自 一競争は、 い 由 お 競 トラスト 例えば、 か なる政 争 化 Ļ١ t ^ であろう。 (3) (貿易 国内 は 9 か 法の一部域外適用問 ECSCやEECの独禁政策、 府といえども、 一経済に 繊 カゝ 資本の自 維問題を契機として保護貿易 わ り方に強弱、 その意味か 杨 い 由化) てのみならず国際経済においても、 多か らも、 題、 は、 れ少 広狭 外国企業への日 競争概 いの差は ts 自 由 カ> れ 主義経済の必然的な国 念は、 あれ、 OECDK 自 (法案) 1由競 今日 今日 争 本の独禁法の域内適用 が では、 おける制 9 問 国際 題となってい 自 経済お 1由競 玉 基本原則たることを失わな 際経 際化現象であって、 限的商慣 争 昭和三〇年代か 心済法に よび 0) 程度と様態は、 る が(2) 国際 行専門委員会の お 間 を 題、 経 Ú١ 資本主 国家 てさえも、 済 法 あるい でら四 資本主義 の 上 当該 経 義 0 〇年 は国 独 重 済 経 5政策 要な基礎 資 で 済 競 代前 際 政 本 争 経 あろう 0) 策 立 不 の 主 養 中 埸 正

現 0 分象で 嵐 の あろう。 中では、次第に自由化の波をかぶらざるをえず、競争原理によって次第に浸透されつつあることは注目さる の数年 来 大蔵、 通 産 農林、 建設、 運 輸 等 Ŋ 経 済官庁が、 経 済 行政を行なうに 際して 例 えば

昭和二二年独禁法が制定されたにも拘らず、あまり動揺を見せなかった経済行政(法)も、国際的な自

行

政指導や

許

.認可行政は特に最近行政法上も問題とされているところである

競争原理を踏まえた判断

を示さざる

由

化

経済官庁が、 をえなくなってきていることは、そのことの現われとみてよいであろう。 かように競争概念は、 競争原理による洗礼を受けつつあることは、 国内・国際経済法上の重要な基礎概念であるのみならず、 時代の流れとはいえ、 経済統制 劃期的なことといわねば 経済行政法の体系を再検討するた (法) の伝統に慣れてきた日本の なるま

(二) 競争概念の問題情況

の重要な判断基準たる機能をも果すことになりつつあるのである。

争概念でさえ、 わが独禁法上に 化ところで、 今日なお必ずしも十分に明らかにされているとはいい難い情況にある。というよりは、 おいて、 かように国内・国際経済法上の重要な基礎概念であるのみならず、 今日まで未開拓のままに放置されてきた法概念であるといっても過言ではあるまい。 独禁法上の鍵やく概念でもある競 競争概念は、

は、 た有効な競争秩序を確立するためには、政策概念としてどのような競争概念を樹立すべきかを検討する必要があろう。 係を残存せしめた中小零細企業群を擁して、いわゆる経済の二重構造を定着させている。これらの経済構造に対応し である。にも 性格を異にするであろうことは、 というのは、 高度成長を終えた日本経済は、 未だ法概念としてはほとんど解明されていない状態にある。 寡占市場構造の上で展開される競争と、中小零細企業の市場構造上で展開される競争とは、その形態と か かわらず、 市場構造の相違に対応する競争のあり方を、 多少とも経済学や経営学に関心をもっている者にとっては周知のことに属する事 一方では、 寡占体制を確立すると同時に、他方では、 妥当に規制するための規制基準たる競争概念 前近代的ともいうべき労使関

に見られる程度の競争概念では、も早問題を十分解決しえなくなっているのである。 あるいは縦の結合や系列化による不当な取引制限の規制等の問題 さらに範囲 を独禁法上の問題に限定して考えても、 寡占規制 は、 特 独禁法第二条四項の「競争」概念や日本の判例 に管理価格の規制 再販売価格維 規 独禁法上の

競争概念の多義性

成すべ

きかといっ

た問題を考察しようとするものである。

や中小企業規制の基準となる法概念としての競争概念の確立が、 竸 争概念を √社会科学的√ V **〃経済学的** ・法律学的に~といった方がより適切) 今日強く要請されているのである。 検討し直すことにより、 寡占規

究はなされてい 遂げてきたのであるが、 日本 (L) こところで、 済は、 驚異的 ない 7 ・メリ ようである。 「な成長発展を遂げてきたが、 カ反 独禁法上の競争概念については---ハトラ ス ト法の継受(昭 1111)以来、 それと同時に多くの難問をも露呈してきている一、 |経済学者の有効競争論を除いて---日本の独禁法 ψ 二十余年の歳月を経 ほとんど見るべき研 てーそれ 今日まで展開 を基 礎 を

争概念の検討は、 の 念をどのように 経 の法学界の土壌では、 Ts. かゝ に、 独禁法 的事実を基礎として、 どの程度有効競争概念を導入しうるのか? 0 理解すべ ts 7 か メ に導入され消化されることは、 'n たとえ経済学のなか きかを考察しようとするものである。 カの経済学上・法律学上の概念である有効競争概念に触発されつつ、 そのな かから共通項を抽出し、 にア ・メリ なか カの有効競争理論が導入されたとしても、 導入し なか容易ではないようである。 理論構成を進めていく社会科学的思考の伝 より具体的 えない市場構造の分野では、 にいい えば、 競争秩序維持法としての 私が どのような競争概念を構 本稿で試みようとする競 それが、 わが独禁法上の競争概 統 科学的手続 の浅い 独禁 日 本 法 を

そうであろうか? (1)これまで独禁法上の競争概念は、 ŀ١ ず 'n の条項のそれも同義であるか のように解されてきた節 があるが、 果して

能を指す場合 経済学的意味の競争概念は、 (作用としての競争の機能を指す場合) の個別的な当事者間 の とに大別されよう。 競争行為を指す場合と、 国家が公共政策として、 回国民経済全体において果す競争 経済に介入する の機

民経済全体との

合には、 ればなるまい。 競争制限的な個別的行為に介入する場合であれ、 その意味で、 個別的な当事者間の競争行為が、 何らかの意味で全体としての公共政策の一 独禁法によって規制される場合にも、それは、国 環に連なるも

『関連における競争秩序維持の一環に連なっている場合であって、その判断基準としての競争概念は、そ

準としての競争概念との間には、 と、合併(一五条)や株式取得(一○・一一・一四条)により競争制限的市場構造へ変ることをチェッ のような国民経済的観点からみた市場機能維持に適合した内容をもつものでなければなるまい。しかし、「私的独占」や 「不当な取引制限」行為のような、 その内容にかなりニュアンスの相違が認められるであろう。 個別的な競争当事者間の競争制限行為を規制する場合の判断基準としての競争概念 クするための判 断 基

ø, は、 場行動や市 う政策目標を実現するためには、 制限行為として規制される場合の競争のディメンジョンと、国民経済全体としての競争機能維持を目的として規制さ きである。 れる競争のディ ン iţ 実質的制限」という文言を違法判断の基準としてはいるが、各条項が関与し規制しようとする競争のディメン |私的独占」や「不当な取引制限」も、「合併制限」や「株式取得の制限」(その他第四章の実体規定)も、 競争概念の内容を劃一的に一律に理解することは、 規制さるべき競争の実体の側面に即応した競争規制手段を法条化すべきである。 か なり異っているからである。 - 場構造を適確に把えた上で、それを妥当に規制しうるように構成されているか否かを検討する必要がある い か メ えれば、 ン ジョ ンとは、 競争制限や競争阻害を規制するため まず現実の競争構造の実体を明らかにし、 規制される競争の側面が異なるのは当然である。 したがって、 独禁法が同じ「競争の実質的制限」という文言を用いている場合で 競争秩序の妥当な規制とはならないであろう。 の各法条の構成は、 それに即した有効適切な手段を見出すべ 競争制限や競争阻害をもたらす市 競争秩序維持政策立法たる独禁法 したがって、 有効競争維 共に同じ「 個別的な競争 競争

ので

結

論

を先にい

、えば、

有

効競争概念は、

確かに寡占問

題

処理

0

ため

0

理

論

とし

7

は独禁法上

採

甪

しうる有

崩

な概念で

(1)果して よっ 統 争概念が考えられるべ 0 益な示 検 一的綜 (2)7 一条四 て 。 た 今日 K のような め 当っ 合 唆 項 経済学上の分析概念としての の K O 的に把握する を与えるようで 経 て は 競 済秩 は、 趣旨での 争 (i) 序 まず独禁法第二条四 独 禁法 きかといっ 概念とどこまで整合するの を規制する判 ·競争概念の検討に当っては、 ため ある。 の各 K (創出された概念だからである。 条項 とい た筋道で検討したいと思う。 k 断基準として妥当なもので うの 独占概念と、 Ų, う競争 項に規定する は 概 有 か? 念の 効 法的 競 「競争」 争 7 内容はど 一概念は、 メリ とい な評 カに 価基準として 2 ある Ø) 概念の た点が明ら かような経 ように お かどう 九三・四〇年代に、 ける有効競 意味内容 異 か 办 ts 済学上・ 9 私 K る される必要が b を明らか 的 争概念の内 0 i独占概: か? し妥当で 法律学上の概念として K (i i) 念や不当 メ ?容と性格 ないとすれ 1 各 Ļ ý その

ン

Ġ

クラ 0)

J 明

ク から

教授等

K 0)

解

多く

な取引制

限概念と

競

争

概 競争概

念が

0)

念

ばどのような競

法概念 用し 介さ 難 ぇ Î b ので る有 判断基準) 効 あるの 競 争 としての競争概念に、 理 か を明ら 論 を検討 かにする必要があるように思 Ļ 日 1本の 妥当な内容を賦与するためには、 独禁法に それが Ľ ゎ 九 Ø) 限度 る。 まで採用されうるの まず、 最近経済 か、 ある。 済学者によって 条項 またどのような点が に そして、 5 競 盛 か 概 ん よう 念 K 紹 な

細 あろう 企 業の が 市 場では、 中 小 零 細 どのような競争概 企 業 間 0) 競 争 規 制 念が 9 判 判断基準として採用されるべきであろうか? 断 基準 として は 有 劾 Ts. 判 断 基準 た りえない で あろう。 とす ń ば 中 小零

は 高 以 度 上のように、 K 経 済 政策 的 独禁法上の 内容 をもつ 競争概念の孕む問題 極 め て複 雑 な性格 0 は、経済法就中独禁法の根底にかかわる大問題であると同 問 題 で Ġ ある。 か ような競争概 念で あるだけに、 そ れ 0) 時 本格 に、そ 的

明が

強く要求されるところである。

し

か

しそ

の本格的究明の

た

8

K

は

まず独禁法全体

0

パ

l

ス

~

ŋ

テ

1

1

ブ

をうる

説

発表することははなはだ不本意であるが、止むをえない。大方の御批判と御教示をえて、今後さらにこの問題の解明 るが、筆を取ってみて、やはり準備不足であることを痛感せざるをえなかった。充分な解明をなしえないまま論文を の問題に取り組むことを躊躇せざるをえなかった。このたび蛮勇を奮ってこの問題の解明に取り組んでみたわけであ 理解が要求されるのである。かように難かしい前提条件の充足を必要とする問題であるだけに、私はこれまで、こ

ことが、最少限度要求されることであり、かつその上に独禁法のよってたつ経済理論や経済政策理論についての相応

を深めて行きたいと考え、あえて中間報告のつもりで、本稿を発表する次第である。

- (1) 今日では、独禁法を中心において経済法を体系化する考えは通説といえよう。拙稿「経済法学の独自性」経済法(学会機関誌) (一九五八年)二○頁以下、正田彬「経済法における経済的従属関係」法学研究三九巻一二号一六頁以下。今村成和「経済法につ いて」北大法学論集一八巻二号二二九頁以下、その外。
- (2) 最近の新聞では、極めて重大なニュースとして繊維問題がしばしば紙面をにぎわせている。いろいろの雑誌にも特集されたり しているが、最近のものとしては、特集「転換する貿易政策」(エコノミスト、一九七○年九月二九○号)は面白い。
- (3) 資本自由化の問題も、この数年来新聞やジャーナリズムで喧ましくさわがれているので、今さらここであらためて説くまでも なかろう。特築「資本自由化と日本経済」経済評論昭和四二年六月号、特集「資本自由化と国益」エコノミスト一九七〇年九月 日号、その外単行本としても、自由化問題を論じたものは多いが、ここでは略することにしたい。
- 5 4 松下満雄・独占禁止法と国際取引(東大出版会)一三七頁以下。 OECD編、公取委事務局訳編・海外主要国の独禁法(商事法務研究会昭和四五年)に詳しい。
- 6 拙稿「独禁政策と許認可行政」ジュリスト四六○号 六六─七二頁。
- 下等に、大体同じような見解があるが、法律論として、それら以外に競争概念について本格的に論及したものは見当らない。 全集12)六八―七四頁、公取委事務局編・改正独禁法解説八七頁、正田彬・コンメンタール独占禁止法(日本評論社)九五頁以 金沢良雄・今村成和、経済法、独占禁止法(法律学全集52)三八―四二頁及び今村・伊従・後藤、独占・公正取引(経営法学

- 9 (8) 小西唯雄・反独占政策と有効競争(有斐閣昭四二)、長守善編・寡占と有効競争(中央大学出版部一九六七年)、アメリカのそれ について書いたものとしては、実方謙二「新シャーマン法と有効競争の理論」商学討究一四巻四号(一九六四年二月)九三頁以下。 経済学的観点から競争概念を整理したものとしては、久留間鮫造編・Marx-Lexikon zur Politishen Okonomie(大月書店一九
- Economic Review, pp.1—22 (June, 1942), Paul J. McNulty, Economic Theory and the Meaning of Competition, Quarterly Competition, 30 American Economic Review, p. 241 (June, 1940). J. M. Clark, Concepts of Competition and Monopoly, 45 この種の経済学者の文献はかなり多い。有効競争についての外国論文としては、J. M. Clark, Toward a Concept of Workable 小西唯雄・反独占政策と有効競争や長守善・寡占と有効競争は近代経済学の立場から競争概念に論及したものである。この外にも 二八年)、寺関徳一郎・資本と競争(ミネルバア書房)を参照した。これらは「資本論」における競争概念について説いたものである。 American Economic Review, pp.450—490 (May,1955), G.J. Stigler, The Extent and Bases of Monopoly, 32 American
- (\(\mathreal{\Pi}\)) E. S. Mason, Monopoly in Law and Economics, 47 yale L. Jour., pp.34\(-38\) (1937\(-38\)) Journal Economics, pp.639-656 (1962) 等々がある。

、第二条四項にいう「競争」概念の意義とその問題点

(1)

第四章における競争には、第二号に規定する行為をし、又はすることができる状態は含まれないものとする。 又は態様に重要な変更を加えることなく左の各号の一に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。 「この法律において競争とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、且つ、当該事業活動 の施設

第二条四項にいう「競争」概念の意義---独禁法第二条四項は、競争の概念を次のように定義する。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること」と。

第二条四項一号の「同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること」という規定は、一般に売手競争の

説

関係を、

論 競争の当事者を「競争者」という。 はすることができる状態をいう」ことになる。すなわち競争とは、「同一の取引分野に属する二以上の事業者が と解されている」。このような関係にあれば、二以上の事業者は競争関係にあるといわれる。 に自己の販路又は顧客を増大しようと努力することによって、 競争関係は、 の一定の地理的範囲と 相手の販路又は顧客を奪い得る関係にある状態を 何同一ないし類似の商 競争関係にある者の中、 品の間に成立する。 相 いら 互.

関係を規定したものといわれる。したがって、本法における競争とは、売手競争又は買手競争「をする行為をし、又

同項二号の「同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること」という規定は、

ある。そこで、 関係は成立する。この定義規定は売手ないし買手間におけるかような競争関係の存否を明らかにしているが、 同一ないし類似の商品についても取引段階を異にする者の間には通常競争関係は成立しない。 和的独占」や「不当な取引制限」 ぜい競争関係の成立のための人的・商品的要件が示されているのみで、 かような競争関係を示すにすぎない定義規定の由来をふりかえることにより、 の判断基準となる競争の実質的内容は、 競争概念の定義としてははなはだ不充分で この定義規定からは示され 本定義規定の意味内容 司 の取引段階に競争 えてい な しか 4

現行の定義規定に至るまでの沿革

とその限界を理解する助けに

したいと思う。

によって、企業合同に関する第四章の規定が設けられたことによって、競争関係の有無を明確にする必要が生じ、 的な競争又は競争者を含むものとする」(一条二項)と規定されていたにすぎなかった。 行第二条四項の定義規定が置かれたのである。 昭和二四年の独禁法改正前においては、 競争ないし競争者概念は、「この法律において競争又は競争者とは、 ところが、昭 和二 四年 の改 潜 現 在 IE.

というのは、 役員兼任の制限(一三条)、 株式保有の制限(一〇・一一・一 四条)規定が設けられ、 これらの条文との

買手競争

ところで、

か

ような定義規定を有しな

ŗ,

ア

乄

IJ

カ

Ø)

反

٢ ゥ ス

ኑ

法

k

お

い

て、

競争関

係

0

成立

G.

競

争

Ø) 実質:

的

减

殺

関係 競争関係 より、 0) 認定が必要とされるに 競争関係にあるか否 か 至っ の判定基準として競争概念が重要な機能を果たすに至ったのである。 た ためで

で、

(1) だし 業合 定義 K とによって、 たことはいうまでもない。 の存否についての判 とされるに (b) 規 同 競争関 に関する規制 企業合同 定によって、 係 止まる)。 の 企業合同 存 0) 菭 制 一断が重要性を失うに至った(現行法上第一三条二項三項、 0 限 競争関係にある状 Ó 緩 判 の を内容とする第四章の競争関係からは、 かくて競争関係の存否を示すための定義規定としての第二条四項の意義も減殺され 断 制 和 とはい 基準 |限の範囲を明らかにしようとしたのである。 がなされたため、 を明確にするための改正であっ え、 「私的独占」や 態の 意義が 企業合同規制条項としての第四章の意義がらすれ、 明らかにされ、 「不当な取引制限」(三条前後段)、 たが、 買手競争の場合が除外されることを明ら (a) 、競争には買手競争と売手競争が含まれること、 それ 昭和二四年の定義規定の改正 は、 第一四条一項二項にいう競争関 昭和二八年 あるいは「不公正な取 の改正 その結 により、 は、 果、 カ 第四 以上 に る 競 す K 係 争関 草 のよう 引 る 右 至 か O 方 問 企 た Ď

有無が でないことも後述するところから明らかであろう。 法」(一九条)の適否の判断は、 争 Ò 存否 判断されることになっているところから、 0) 判断基準として、 全く無意義になってし 競争関係の成立や競争の存否の上で、 本定義規定が まったとはいえまい。 競争関 係 「競争の実質的制限」や公正な「競争阻害」 0 応 し の内容 7,5 しそれ以上 を示し 0 たにすぎないとして 積極的意義をもつも 0

存否を示す競争概 設けら ń ねば、 念が、 競争の実質的 法概念として有効に機能せ 制 限 の存 否 Þ 「競争阻害」 しめられているところからみても、 *o*) 有 無が判 断できぬ性質のものでは 第二条四項の な ような定義規定 かろう。

そ

の意味では、

右の定義規定の沿革からも明らかなように、

現行

競争」

概念は、

主として第四章の企業合同

に関

えられえないものとなっているのである。

する競争関係の判定基準的機能を意図して規定された狭い法概念であって、

第二条四項の「競争」概念に対する批判的見解

(「私的独占」や「不当な取引制限」)や第四章にいう「競争の実質的制限」の解釈をなすに当って、定義規定にいる。

争制限規制の問題を考えるならば、定義規定をはなれて、競争の本質に帰って解釈しようとする態度が生 れ こまで科学的に競争の実体に即して構成されているかをみてみたい。そしてそれが十分になされていないならば、ど のも当然である。そこで次に、そのような態度がどこまで貫徹されているのか、いいかえるならば「競争」概念がど が ないからである。いわんや経済的意味での競争のもつ諸側面の特質が十分に把えられていないことはいうまでもない。 何故なら第二条四項の「競争」は、競争関係の成立を規定しているのみで、競争の経済的意味での本質を十分把ええてい う「競争」概念からは、「競争の実質的制限」や「競争阻害」の実質的判断基準は何も出てこないことは明らかであろう。 のような方向に向ってそれを徹底していくべきかがその次に考えられねばならない問題であろう。そのためにまず、 .競争を制限し阻害しようとする行為であるかは明らかにならないであろう。かような基本的観点に立ち帰って、 独禁法が競争秩序維持を目的とする法である以上、競争のもつ諸側面を十分明確に把えなければ、どのような行為 |争||の定義規定に対する批判的見解をみておきたいと思う。 てく

るという競争の本体をなす部分がとられていないから、競争の定義としては不充分である」(傍点筆者)という 批 判 では、それが同一の相手方に対する場合についてのことであっても、肝心の他を排して取引の機会を得ようと努力す ⑴一⊖にのべた定義規定に対しては、「二以上の事業者が同種の取引をし、又はすることができる状態とい う だけ

がある。

経済的意味での競争の多面性が十分に把

0)

よう

位

置

づ 効

Ū

る

か

と

し、

、 う こ

とが よる競

本

稿

0)

重 念

要な課

題 玄

の

9

で は

ある。

なお

定義規定に

い

5 独

競 法

争

概念に

対するも

9

0 K

批判的見解

を紹

介しておこう。

カン

ような有

競争概念の

登場

ĸ

争概

D

変化

我

々

Ų,

か

に受け

止

め

日

本

0)

禁

の

競

爭

概

念の

中

とど

5 ない 右 0 定義 ところから、 規定が、 右 前 述 0 批 ī 判 た んよう は ŕ そ σ 限 個 ŋ 々 ć 0 的 事 を射 業 者 たも 間 K ので ぉ ける あ 競争 関 係 0) 存 在を認 むべ き範囲 を定め たも <u>の</u> に

他

な

H う意味で、 カン ることを目的とするも として 政策としての 6 れ Ó ば ħ, 批判で なる 9 \mathbf{K} 最終的 Ī 競争概念を独 民 ある。 経 独 禁政 済 今村 ر ج に 有 は 資本主 策 教授 のでは は 流 効な競争を維 禁 通 法 不 逼 義 の右の定義 かない。 から い。 う の基 Ė 程に 経 済 競 一礎的 争 おける競争に重点が が 商 防 持することを目的とするもので 殺規定の 中 品経済で 止法 心概念として考えるならば、右の定義規定は、一層根本的 (不正競争者 批判 あ り、 は 流通 商 おかれるべきことは当然である。 からの個 品交換という流通過 市場 人的利益の擁護のための法) (売買とい あって、 ・う側 単 程 面 なる事業者 K お K い ż お L 価 H K 間 お か 値 Ż 競争 9 け Ļ B る 利 競 %争行**為** 後述するように な点 潤 場合と異 K 重 が 点を か 実現されると が み・ 5 置 批 7 判 を され 規 た 公共 全体 な

ず業 年まで 競争 る。 ځ 續 市 のみを意味してい のことは、 は、 の 的 場 点の詳 基準 ?構造の大きさそのものをも攻撃し始めたし、 独占行為 という生 7 細 は メ IJ (monopolize) ないことは事実である。 有 産過程に カ 0) 効 反 競 トラ 争 論 おけ ゙ス K のみ る Ի お 企業の 法 V K て を規制すべ のべ お H 経営態度 んる有効 る が きものと考えてい その際競争減殺の存 競 何 (経営 筝概 'n K 念を考 しろここでの競争概念は、 の É 力 えれ たア ば までをも考慮に入れるように 容易に 香の判 メ IJ 力 理 断基準として、 0) 反 解されるところで トラ 流 ス 通 ト法 過 程 構造的 k p お あ け ts る。 基準 九 る (四) た 事 0) の 九三〇 み 年 者 で 間 15 頃 あ 0)

北法22(1•13)13

論

②それは、三洋電機外五名事件(昭四一判6号)に関連して、 公取委内で討議された競争概念についての 意 見 で そこでは、競争の存否を第二条四項に拘束されずに解し得うるものとすれば、「競争者の得べかりし需要を 獲 あ

しようとすること」を以って競争と解するのが妥当である、というにあったようである。「競争者を排してその顧

するのが適切である、という。 うと努力している」ところに競争はあるのであるから、競争者の得べかりし需要を獲得「しようとする」ことと定義 ことと表現するのが適切であると思われるし、また「競争者の得べかりし需要を獲得するに至らなくても、 の独占するところとなることは必ずしも必要でないのであって、同一の顧客に対して競争者も自己もともに取引して を獲得しようと努力すること」と説く説では、「競争者とその顧客との取引の全部が排除されて、その顧客が全く自己 いる状態も競争なのである」から、 『顧客を争奪する』という用語はむしろ誤りというべく、これに代えて「競争者の得べかりし需要」を互いに奪い合う 前説の説くような「競争者を排除する」とか、あるいは被審人の主張するような

思う(その外意思の問題等についても考察されているようであるがここでは省略したい)。 争奪」に競争を限定していたのを、 にする需要の奪い合いも競争の中に取り入れて理解しようとする見解として、その積極性は大いに評価されてよいと での需要の争奪もメーカー間の競争として把えようとする意図の下に出た競争の規定であって、「競争者の排除」とか 「顧客の争奪」という表現で、例えばメーカーならメーカーの直接の相手をめぐっての「競争者の排除」 とか、「顧客の この説は、メーカーが、「直接の需要者である卸業者から」需要を奪うことに拘泥せず、「消費者や小売業者」の段階 競争者の「得べかりし需要」の奪い合いと表現することによって、 取引段階を異

参加する場合等も、 本説によれば、 例えば「小売業者と消費者との取引の場に」、メーカーが、 メーカー間の競争制限の問題として規制しうる場合があると考えるもののようである。 景品提供者とかリーベート提供者として (1)

第二

条四項の定義規定は、

第四 じて

|章にい いるで

う競争関係を示す

·規定(一三条二項三項、

四

条二項、一

₹î.

条

項、二

六条)

あろう

カゝ

場

果して凡て同じ意味を指

独占禁止法上における競争概念の検討

工

1

ŀ

流通 競争概 \$ 過 Z 念の 再 程 に 眅 理 お P ける当 解 ij ĺ は、 べ 事 現 .] 者 実 ۲ からみた競争概念を脱して の競争の実態に . シ ステ 厶 K よって寡占企業の縦 一歩近づ Ų いるように た競争理論として の支配による競争制限が放置されて は 思 にわれな 評価されてよいであろう。 い その 意味で は 有 V · 効競争 L る今日、 か し 連 右 右の 論 Ó 見 の ような う競

解 で十分であろうか? 法 K いう競争概 「念は、右の二説に示されたような、主として流通市場 このことを確 かめるために独禁法上の 各条項に Ų, う競争概念の K おける個別的な競争行為を指すような理 内容を検討してみたいと思う。

争概

念の

理

解

ĸ は、

は

なは

だ遠い見解だとい

わ

ねばなるまい

蚀 一条四項に 独禁法 いう の各条項にいう競争概念の 「競争」 概念か ら離れて、 意味の 競争の 差異 実体 に即 して、 独禁法のなかに使用されている競 ②争概念をみた

定との の意味に最も適合するものであることは、一口でのべ 関 係 で 競争関 係 の 有無が最も有効に機能する た規定の沿革からみても理解されるところである。 かゝ らっで ある 届 H ī義務 規

争関 についてはどうであろうか。「私的独占」や「不当な取引制 (II) 係 第三条前後段にい Ó 成立の上に お . غ い て判断されるという意味に 「私的独占」と「不当な取引制 お Ų, 限しの て、 限 9 競争関 成立要件としての「競争の実質的 成立要件である「競争の実質的制限」の 係の認定が前提とされることは 制 限」に V 有 うまで いう競争 無が、 ď, まず Ď 15 意 競

らは必ずしも出てこない。 しかし、い を置くと主張されるにしても、 かなる競争制限が、「 かりに競争を実質的に制限することが「競争の 一競争の実質的制限」になるかについての判 制限されらる競争の本来の姿が明 実質的 断基準 になっていなければ、 は 制 限 第二条四項にいう「競争 」になるとして、 実• 的• 制 概 限 念 K ゥ

確

どのよう

ts

制

限

が

北法22(1・15)15

論

競争の実質的制限」の判断基準は導き出されえないように思われる。 「競争の実質的制限」に当るかどうかは明らかにならない。その意味でも第二条四項の「競争」の定義規定のみからは

号、一六条)における競争概念は、 争の実質的制限」にいう競争とも、 効競争の制限をもたらす市場構造の形成と考えられよう。その意味では、「私的独占」や「不当な取引制限」に おける競争は、主として有効競争にいう構造的基準を意味しているのである。 合は、「競争の実質的制限」と結びつく行為が問題とされるのに対して、第四章の規定にいう「競争の実質的制限」に 企業合同について規定した第四章の「競争の実質的制限」(一〇条一項、一三条一項、一四条一項、一五条一項一 寡占市場構造の形成を阻止するための規定であって、「競争の実質的制限」とは、 競争制限の判断されるディメンジョンが異るのである。 つまり第三条前後段の場 いら「競 有

対象とされるが、必ずしも競争に影響を及ぼす場合のみに限られない。その意味では、ここにいう競争概念は、 していると考えられる。 競争概念よりは、 ここでは、「競争阻害」は、取引当事者間の「不公正な取引方法」が、間接的に競争に影響を及ぼす場合に、主として規制 (いつからば、「不公正な取引方法」にいう「競争の阻害」という場合の競争の意味はいかに解されるべきであろうか? むしろ原子的競争概念を前提しながら、しかも間接的に有効競争の制限に連るような場合を問題に 有効

独禁法第一条にいう競争概念は、 持しよりと意図している国民経済全体における有効な競争機能を意味しているものと考える。 いう「公正かつ自由な競争」を促進するという場合の競争概念の内容は、 私 独禁法の目的規定(一条)にいう競争概念の内容は、 独禁法の各禁止ないし制限条項にいう競争の規定についての概観であったが、しからば独禁法第一条に 当事者間の競争関係のみならず(二条四項の定義規定でカバーされる部分)、 当事者間の競争のみならず、 いかなるものと解さるべきであろうか? 独禁法が公共政策として維 かように理解する時、 有効競

争的概念をも含んでいるものと解されることになるのである。 (®) 以上、 独禁法の各規定の中に含まれる競争概念の内容の多岐さについて、 簡単な説明を試み、

7 争の意味を、 旨との 制することにより、 的意味での競争概念の構造を分析して、 にすることが必要であろう。 の競争をどのような側面から、 関 係 iz ぉ より正確に、 て、 競争秩序を維持しようとしているのかを明らかにすることが必要であろう。 競争の意味内容も異ってくるであろうことを示唆してきたつもりである。 しかも統一的に理解するためには、 そのためには、 どのように規制しようとしているのかということを、 独禁法上の各条項にいう競争が、 社会経済的事実としての競争の各側面を分析し、 経済政策立法としての独禁法は、 それらの競争のどの側面を、 経済の実体に照らして明ら それに対応する経 ے 社会経済的事実とし それぞれの規定の趣 れらの各場 どのように規 合 済学 Ó か 競

えて 概念は、 の法概念でもある有効競争概念を分析し、 べきかを考えてみたいと思う。 のと考えられる。 以 議論 上のような観点から、 まさに両者 を展開 してゆきたいと思う。 Ó 間に生れた混血概念として、 次に競争概念の経済学的意味と構造を明らかにし、 そのための作業として、 7 メリ それらの競争概念を、 カ反トラスト法とアメリ 今後の競争概念の検討に有力な方法と有意義な内容を提供するも 私は経済政策的価値判断概念であると共に、 それが適用される市場構造との対応関係に カ経済学の結合に その上でそれらを よって生み出され い か 反トラスト法上 K 法的 た 有 お に 効競 構 Ļ١ 7 成 把

- 1 2 今村・前掲独占禁止法四○頁以下、 公取委編·改正独占禁止法解説 (昭二九)(日本経済新聞社)八八—八九頁引用。 正田・前掲コンメンタール独禁法九六頁。
- 3 正田・前掲コンメンタール九七頁、 公取委編·前掲解説九○—一○○頁、今村 前揭独占禁止法四〇 山丁頁。
- \mathcal{A} 今村・前掲独占禁止法四〇頁。
- 5 この点は、今村・前掲書三九頁も指摘している。Report of Attorney General's Committee,p.318. 競争概念の内容は、 大別し

規定の仕方からみても容易にみとめられるところである。 個別的な競争関係における競争を主として捉えている規定であることは、売手競争者間、買手競争者間にのみ競争を認めた定義 て二つに分けられることは、二で詳述するとおりである。一つは、個別市場における競争当事者の観点からみた個別的競争行為 を指す場合であり、他は、国民経済全体の観点からみた競争機能を指す場合である。第二条四項の定義規定が、前者、すなわち

- 6 三洋電機外五名事件(昭和四一年判六号)は、「違反行為消滅により格別の措置を命ぜず」と審決された事件である。
- 第四章にいう「競争の実質的制限」とは、第四章が私的独占の予防規定であるという点からみて、いいかえれば、寡占市場構
- であるという意味からも、有効競争における構造的基準しか意味しなくなっているということができる。この点に関しては、第 造における私的独占の予防規定であるという意味で、ここでの競争制限は有効競争の制限を意味している。と同時に、予防規定
- 8 は、第一条の競争概念は、有効競争概念をも含む広義の競争を意味するという右の私の見解を否定することはできないであろう。 かような見解を示している者はいない。しかし、第一五条を始めとする第四章の競争概念が有効競争を意味すると解する場合に

五条の解釈と関連して、拙稿「独禁法一五条と大型合併」法律時報四○巻九号において、かなり詳しくのべておいた。

二、完全競争概念より有効競争概念への移行

のよってきた独占段階における経済学的意味での有効競争概念と、それが反トラスト法に導入された場合の反トラス ト法的意味での有効競争概念である。 本項で取扱う有効競争概念は、第二条四項の定義規定にいう「競争」概念とは直接関係なく、アメリカ反トラスト法

いるが、それは、事業者を極力有効に競争させる方向に嚮導し規制しよりとする意図との関連で、政策判断の基準と れたもので、一種の政策概念(=価値概念)である。最近日本でも、ようやく有効競争概念が問題とされるに至って(ご) は、 完全競争概念は、一九三〇年頃までは、現実の競争を表現した概念と考えられていたようであるが、有効競争概念 現実の競争を表現する概念ではなく、むしろ独占段階における経済を規制し方向づけるための目 的概念として生

価

値

経済学の

立

一場にたつ競争概念の規定を、

経済学辞典から引用してみよう。

とされるところか して要請されるに至っ 5 た概 経済法上もその内容の 念である。 かような有効競争概念は、 解明が要請されているのである。 経済政策の一 環としての独禁政策 穴の重要が

な判

上に を 禁法のなかに有効競争概念を位置づけるに当っては、 うな形でアメリ を明らかにすると共に、 有効競争概念の内容を明らかにするために、 有 おける有効性と限界性を明確にする上からも、 経済学的 効競争概念の内容と性格を知るために、 ・法律学的変化の過程と照応させて明らかにしたいと思う。 カ 反 トラスト法の その限界性を明らかにすることが、 なかに定着してきたかを簡単に まず、 それが、 完全競争概念から、 極めて重要なことであると考えられるからである。 その内容と性格を明らかにしておくことが、 アメリカのどのような歴史的過程のなかから発生し、 有効競争概念が主張されるに至った理由を示すことに ふり返っておきたいと思う。 どのようにして有効競争概念へ変って そのためには、 完全競争概念の意義と機能 というのは 当該概 念の 日 独禁法 きた ど 本 このよ 0 独 か

台 完全競争の意義と機能

ると思う。

ø' 争は、 学のいう完全競争の仮説に ()完全競争の意義 資本主義経済において競争の果す機能は決定的に重視されているし、 近代経済学のいう完全競争モデルに極めて近いものと考えられていたようである。 (1) 極めて近い内容の記述は、 価値経済学では、 完全競争という概念は使用されなかったようである。 その なかの随 所に見出されるところである。 また一儿世紀半ば頃までの産業資本間 「資本論 しか Ļ っ 近代経 な の カゝ 競 で

るために相互に競争しながら商品を生産し販売しているのである。 自 由主義段階にお いては、 何ら社会的統 意思の規制を受けることなく、 しかしながら、いかなる社会においても生産は必ず社会的生産で 自己の見積りにおいて、 より多くの利

ぬ競争であるといいうる。即ちまず、同一産業部門内の個々の資本間の競争は、 の原則であるが、 なければならない。即ち生産を社会的に規制する法則がなければならない。資本制社会におけるかかる法則は、 かかる形態転換において極めて重要な役割を演ずるのであり、その限り資本制生産の社会的性質を実現せしめるものはほかなら 異った産業部門内に属する諸資本間の競争は、 しかし現実の形態においては、 価値は市場価格として、 一般利潤率を成立せしめることによって、価値を生産価格に転化せしめ、 価値法則は市場価格の変動として発現する。 個別的価値を市場価値あるいは社会的価値に転化せ 価値法則、

に需要供給の統合が生産者価格を中軸とする市場価格を形成せしめるのである。

争のための努力が不変資本部分を相対的に膨脹せしめ、従って利潤率は一般に低下するから、競争は激烈となり、生産力はいよいよ 高められる。このようにして、競争は資本制経済の必然的随伴物であるとともに、またその存立の根本条件たるものである。」と。 することである。ここにおいて資本家は争って新技術を採用し、生産を機械化し、生産規模を拡大するに至る。かくて労働の生産性 はない。それはまた、資本制経済の生産力を発展せしめる重要な槓杆たるものである。 それ故資本家間の競争は、まず販売において現われるのであるが、この競争において勝利を得る最良の方法は、 競争はかくて、 資本家は一時的に余剰利得を獲得することができる。しかしやがて競争によって利潤は平均化される。 資本制経済においてその社会的生産の無政府性を規制する役割を演ずるのであるが、その機能は、これに止まるので 商品は販売されなければならない。 費用の価格を低減 のみならず、

利潤 その結果、 を求めて、 市場は完全競争市場となり、そこには一 生産・販売の全過程において、 限界費用価格が成立することになる。(5) 他の商品よりも安い価格で生産し販売しようと努力することである。 物一価の法則 (the law of indifference) が成立し、 資本の移動

経済学における競争概念の多義的性格を一 層明確に認識するために、 競争概念を競争目的、 競争能力、 競争条件、

(1) 競争目的一競争は、一般にある目的のために行なわれる。資本の目的は最大限の利潤の追求にある。 資本

0) 担 競争手段に分って考察してみたいと思う。

も完全に自由であるので、

右

にのべたところを基にして、

価値経済学における競争のエッセ

ンスを突き詰めると、

競争とは、

事業者が最大限

北法22(1•20)20

5

,手たる事業者は、 Konkurrenz)と呼ぶ 最大限利潤の追求をめざして経済活動を行ならわけで、 この目的をもってする経済活動 を 競

最大限利潤追求を目的とする資本間には不可避的に競争が惹起する。 自由 9 の条件は、 回競争能力 な活動のための必要最少限度の条件であって、 資本の競争能力の形式的側面であって、 (Konkurrenzfähigkeit)―近代国家における私的所有権の自由と契約自由の国家的保証が、 右の自由を有している資本こそが競争能力を有する資本で 資本の競争能力の実質的側面は、 そこにおける所有権と契約自由の保証という二 特定の市場における資本のも 私的資本の

最少限度の競争能力ありといえよう(ここにいう競争能力は、 つ 経済的諸力である。 産業資本主義時代における資本の競争能力としては、 それは、 例えば資本の大きさや設備の近代性や経営スタッ 市民法における「人」の如く形式的なものであればよ 私的所有権と契約自由の法的保証があれば、 フの有能さ等が たあげ られ 必要

も自由でなくなっているところに今日の資本主義の最大の問題が生じてきたといえる。 産業部門 な競争市場の確立していること(前述した競争能力の保証と共に)、つまり資本の移動が同種産業部門間のみならず、異種 い競争条件 間 K お (Konkurrenzbedingungen)(市場条件)—古典的産業資本主義時代においては、競争条件としては、自 いても 可能である市場条件が確立していることである。 独占段階では、 独占により資本移動が必ずし 由

原産 商品 として処理された)として排除されるべきもので、公共政策としての競争秩序維持政策の対象とはされなかった。 並 を廉 虚 偽 い価格で売るという競争手段以外は、正当な競争手段ではなかった。 表 示等は存在したであろうが、それらは不正競争の問題(損害をうけた当事者と損害を与えた者の B ちろん他人の商品 の誹毀、 間 傷 9 *詐欺 問 題

|競争手段(Konkurrenzmittel)—古典的自由主義経済における競争手段は、

品質と価格による競争であった。

論 用等が働くことになり、利潤率の均等化法則が成立することになるのである。 市場価値に均等化する競争の作用、 方法や販売方法を開発普及させ、 商品の低廉な生産・販売化を強制する競争の作用、 の資本の集中の槓杆としての競争の作用、 日一般的利潤率を成立させる競争の作 何さまざまな市場価値を一つの

右にのべた四つの競争の要件が充足されている場合には、資本間の移動は自由であり、したがって、

説

である。もちろんかような完全競争市場といわれるべき経済市場が、特定の国の特定の時代に現実に存在したかどう たような経済法則が働いたであろうと考えられる。 かは筆者の知るところではない。しかし、競争を媒介として資本の論理が開展されたところでは、理論的に右にのべ の調節者は、競争を媒介とする価格 場支配をしうる者も、 において一○○%完全競争等というものはありえないであろう)に近い状態にあるといえるであろう。ここでは、市 ような市場情況にある場合、 市場価格を支配しうる者もなく、価格は需要と供給の均衡点において成立し、市場経済の唯 市場は完全自由競争(ここに完全とは、抽象的な理論モデルとしてであって、 (価格のパラメーター的機能(parmetric function of prices)) にすぎなかったの 現実

同じ効果をもつ代替的な条件―今日的な経済状態のもとで実現可能な条件―を探し求めることであろう」という。 でもない」といい、他の学者は、完全競争の仮説の重要性は、「それが一定の与件のもとで資源の最適配分、およびそ 競争の仮定として設定される諸条件の経済学的意味を検討し経済の現代的条件との関連において、それらの諸仮定と れを保証する効果的生産、価格体系の実現をもたらすということにある。そこでさらに必要となることは、一般に完全 は、「 理論モデルとして与えられた市場諸力の相互関連を厳密に追求する手段を経済学者に提供する以外のなに も 事実として完全競争が存在したか否かということは問うところではないようである。ある経済学者は、 | 回近代経済学のいう完全競争理論 ――近代経済学上の完全競争概念は、あくまで分析の道具概念であって、歴史的 完全競争概念

分新しい

か

ような完全競争概念は、

を通じてそのような将来経済に関する理論の模索にひとつの新たな問題提起をおこなうことを意図している」 ·完全競争の仮定は、稀少な人的・物的資源の効率的な利用を保証する条件である。 ……完全競争に関する均衡分析 のであ

そこでは、 完全競争は、 つぎの諸条件を含むと考えられる。 る。

(1)生産 者 は 個 々の単位では市場価格になんら影響を与えないほどに多数存在する。 さらに各生産者の費用条件は同

じであると仮定される。

(4)

各生産者および消費者は、

(3)⑵消費者も個々の単位では市場の価格になんら影響を及ぼしえないほどに多数存在する。 各財 は標準化された同質財であり、 生産物の差別化はなされて い な

在しない」。 障害となるような経済行為の法的規制 (5)生産者および消費者の市場における行動や市場への介入に対しては、なんら人為的な障害は存在しない。 以上のような条件が、その主なものである(このような完全競争条件の下で、 とか、 その他 の経済主体間の地位の優劣を固定化させるような人為的統 それ 制 は 存 k

市場で形成される価格について完全な情報をもっている。

とめて行動し、 ……消費者は、 効用の極大化を求めて行動する、という公理がおかれるならば、 資源の最適配分、 劾

生産者は、

極大利潤をも

率的 生産、 自由価格体系が実現されることになる)。

された概念であって、それは、現実を記述するための概念ではなく、あくまで理論的分析の道具概念にすぎなかった。 たがってかような競争概念は、 独占段階における現実把握の概念としても、 埋 流論 モデルとしても不適当であること

新しい有効競争概念にとってかわられるのである。

ţ,

Ų,

かえれば有効競争概念は、

完

新古典派により、その理論モデルとして、価格のパラメーター的作用を営むように規定

がようやく自覚されるに至り、

北法22(1・23)23

現実によって否定された時、

説 論 衡と市場均衡の同時的成立)によってのみ規定され、 全競争概念が、 完全競争市場では市場を支配しうる者も、 独占経済の現実に直面して、 その否定者を把握する理論モデルが考えられざるをえなくなってきたのである。 市場価格を支配しうる者もなく、 その限界に気付いた時に生み出してきた自らの変身であるといえよう。 いかなる事業者による価格支配も存在しえないという神話。 価格は需要と供給の均衡 (主体的な均

た利益追及の利己的行為の集積をその反対物である公益に適合するものたらしめるのが競争の役割であった」(傍点筆 によって運動していくという意味で、「資本の蓄積を目的として行動する端的に利已的な存在」なのであり、「こうし Ⅱ完全競争の機能 の私益追求を公益に転化せしめる競争—右にのべたように資本は、 営利動機による致富衝動

本主義社会における経済学(法則科学)の体系を、競争を媒介とする資本の論理の体系として開展しえた根拠はここに で、私益追求を公益に転化させる機能を営むのが、まさに競争に外ならなかった。アダム・スミスやマルクスが、資 よる私益 要するに古典的自由主義経済社会における自由競争の論理は、 の増進は、 予定調和的に公益に合致するというオプチミスチックな社会思想を前提とした観念であったわけ 各人の営利活動の自由の保証であると共に、 それに

力の発展 定する機能を果したし、 資本主義経済社会では、 の槓杆たる機能をも果したのである。その外に、の自由競争は、 回能率増進と怠惰をはばむ社会的機能をも果してきたのである。 (2) 自由競争は、
の私的資本による生産の無政府性の社会的規制の機能を果すと共に、 経済社会における特権的(封建的)専横 回生産

あったのである。

(私的資本の利潤追求そのものに認められる社会的価値は少ないことを自覚すべきである)。 ような競争の機能こそが、私的資本の利潤追求を社会的に価値ある行為として評価させるに至るもの で あっ た 者

間

の

競争の二つ

0

の側

面である。

争に

t

の右の

命

題

は、

競争の行なわれる二つの

側

曲

すな

わち販売過程と生産

通

程

をうまく

別し

Ż

(特

に業績的基準の内容として)の中においてである。

ると同 して 概 cz O 念で 特 調 (D) 色が 自 和 あ た がもたらされ、 あっ ĸ か 競 争 政策概念 と同 は 概 ともかくとして、 た 念の のである。 時 ĸ)性格 .政策 Î 社会の発展がもたらされるものとして好ましい 価• 値• 自 自 i 由放任 概• 由 この 念• 主 義 競争概念により、 で 時 0) もあ 代に 競争政策) お つ た ゖ る完全競争概 一両 概 者が合致していた) 念 資本の運動法 Î 価 値概 念が、 念) 資本主 則 で ものと考えられたという意味で、 が解明され 点に、 もあっ 義 経 自 済に たの たし、 曲 主義時 ~ . お ある。 け る現 社会的 代に 実 カュ おける な資源 ように、 0 競争 競 9 とどの 筝概 分析概 そ 配 分 n れは、 念の最 程 0) 念 適 度 理 IF. 脛 ぁ 化 論 応

7 的 つ 現 7 K (111). 余剰利 新技 b 競 争 れるが、 術 0 を採用 得 な を獲得することができる」 そ ゎ れ れ VC. る二つ 生 勝利をうるため 産を機械 0 側 面 化 Ļ Ó (1) 最 Ø 生 目 である。 一産規模を拡大するに至る。 良の方法は、 K 見える当事 費用 者 間 価格を低減することである。 0) 競 争 Ó 側 かくて労働 面 資 本 の生産性は高め 家 間 0 競 ここと 争 は、 お 6 いて まず れ 資本家 資本 販 売 家 面 は は、 に お 眛 争

間 い 0 競 商 争として 品 0 販 現わ **於売過程** れる。 尼 お これ ゖ うる競争 らは、 は 売手 売手 買 削 手 0) 間 競 争、 0) 競 発を除 買 手 間 H 0) ば、 競 争 第二条四 売手 ・ 買手 項 0 間 競 の 争 競争 Ł の定義規 l, う 三 定 側 が 面 な当 応 カ 1 者

程 ĸ お n たが H K る 対 技 ってこれが、 術 崩 商 発や 밆 0) 合 生 競 理 産 化競争 争の存否 価 格 を低 は Iの判 減するため、 当事 断 者間 基準として、 0) 「新 競争として、 技術 競争概 を採 用 念の 直 し、生産 接 自 なかに登場してくるのは、 K 見える形で を機械 化 Ļ は現わ 生 産規模 れに を拡 次に く い 大」する のべ 競 争 る有効競争 O 等 側 0 面 生 で 概 あ 過

北法22(1•25)25

個別的価値を市場価値に均等化させる作用、

般的利潤率の法則)、

[|] 成現実の市場価格を生産価格をめぐって変化させる作

口さまざまな部門における利潤率を一般的利潤率に均等化さ せ

用、

等々

の作

用をもたらす。

る

用

競争の事業経営そのものにもたらす側面 ---(完全)競争の結果として、 次のような経済現象(経済法則)が現われ

や新しい生産方法を採用させ普及させる作用 二一でのべたところか ら明らか なように、 経済学的意味の完全競争は、 四同種の商品には市場価格の同一 の良質廉化の商品を生産する 性をつくり出す作用、 ため、 パさまざまな 新技術

本の 争の結果必然的に惹起される経済現象からの共通部分の帰納形態であったのである。(『5) 済に それにふさわしい諸形態をとったのである」。(ほ) お によって、 自由主義時代における国家の自由放任政策は、 て、 発展の おける競争 またその範囲 国民経済の発展が果たされることを期待したものであったことは周知の通りである。 歴史的な初期段階においてたんに傾向として現われたにすぎないが―― 一般 は 内でのみ、 資本主義経済 はじめて法則として措定されたのであり、 の固有の牽引車であったのであり、 まさに競争の全体経済において果す右のような機能に期待すること 経済的諸法則は、 資本のうえにうちたてられ は、 資本の内的諸法則 「自由競争が展開する限りに 競争の前提ではなく、 かくて、資本主義経 た諸生産 それは資 競

のは、 右にのべ し代位しようと考えるに至り、 かゝ い々は、 ような競争の 国 た競争の機能が、 「家の手 反トラスト法の背景に横たわっている競争のもつこのような機能への期待を見落してはなるまい。 (=法律) 機能が十全に発揮される段階では、 によらず、 独占の成立によって崩されてきた時、 公共政策としての反トラスト法が登場することになってくるので 自由競争に公共政策的機能を担当させることができたからである。 独占禁止法の成立する基盤は存 競争機能のもつ作用と成果を、 在し な か っ `ある。 国家法をもって補充 たので

(1)

1

ッ

ĺΖ

お

7

も事

情

は

お

*

ts

5 経 0) は、 済 次第に 的 反 ۲ 能 市 ラ と成果を期待する点に重点があっ 場構造的規制 ス ŀ 法 0 Ē 的 は にまで踏みこんでこざるをえなかっ 常 ìC 当事 者 間 たのであって、 の 競争を調 整すると 反 た理由と根拠もまたここに見出しうるからで トラス い う点に止 ŀ 法が、 まらず、 初 期 0) 競争当 公正 カゝ 事 ~ つ 者 自 由 間 9 15 競 競 争行 争 の :為規制 果す

国

か 民

完全競争理 論 ょ ŋ 有効競争 理 論 Ø) 移行とその 背景

が 株式 四 ような) 集 にわかに強く (1)会社 争 五〇年代 市 集 場 形態 積運動 特殊部門でのみ設立が認められていたが、一八六二年の株式会社法(Joint-Stock Companies 構 造の 心の採用 まで株式会社 、推し 変化 が 強めら 進めら が に伴う競争の多様 広く ń 認められるに至ると、 は好ましくない れる契機となっ ね同様であったようである。 二〇世紀に入り鉄鋼等 化 たのは、 企業形態として、運河や鉄道のような(今日 (1)資本は競争を媒介として集中集積を推 株式会社形態による競争を媒介として、一八九〇年以後次第 の特殊部門 株式会社の許可 で独占体の形成を見るに至るので 制の廃止であっ たとい 0) L 進 い いわれる。 心める。 わゆる公共 (ある。(18 資本の イギ 企業部門 Act)⊌ 集中 ij 7 えで メ IJ 集 心で資本 より、 は 積 カ に当る 運 一八 ۴,

西戦争 合併 九○年に制定されたことを想起せよ〉、二○世紀初めにも一層の集中集積が進められた(一九一四年のクレ 制 般 に先先 限 を契機とし、 .規定等を想起するとよい)。このような経済情況を背景として、一九三〇年頃より、チ 進 資本主 義 八七・ 国 K お 八〇年頃独占形成が盛んに行なわれ始め ける独 占の 形成は、 ___ 九世 紀末 か ら二〇世 (このような動きに 紀 初 8 K 加 けてで 対 あ して 0 エンバ た。 シ 7 ャ リンの } X 7 IJ 1 カ 一独占的 ŀ 法が で は ン 法 八 米

争理 と私的 構 造に変化が生じ、 |所有」(一九三二―三三年)が現われて、 九三二年)やロビンソンの「不完全競争理論」(一九三三年)が、 ひいてはそれが企業の競争行為や競争形態を変容せしめるに至ったことを明らかにしてくる 独占体の形成すなわち資本の集中集積運 またバーリとミー 動 の結果、 ン ズによる 各 産業部門 近代株式会社 間 0

市場構造の変化であった。

の転化がなされ初めるが、

かような競争理論の変化の主要な要因となったものは、

いうまでもなく独占の形成による

論 説 である。 論」(一九○五年)であった。近代経済学では、 体 の形 成による自由競争の形態変化を、最も早くしかも最も鋭く指摘したのは、 かくて完全競争理論による経済分析が、 一九三〇年頃より、 非現実的なものであることが自覚されるに至ったわけである。 完全競争理論 フイルファーデイングの から独占的ない し不完全競争理 一金融 独占 資本

とに 等を一般的特色とする諸小規模部門にむらがり集まる少数の中小零細資本群を底辺として、資本規模別に階層化され 媒介としつつ、自ら現代独占を生み出してきた」。換言すれば、 競争をとりのぞくのでなく、自由競争と並んで存在する」のである。諸資本間の競争は、「諸産業の不均等的発 た市場構造を形成してきたのである。 巨大資本を頂点とし、 独占(体)は必ずしも競争を排除するものではない。「独占体は自由競争のなかから現われてくるのであるが、 おいては、「競争のはげしさは、 停滞的需要(=狭隘な市場)、停滞的技術、 敵対する諸資本の数に正比例し、それらの大きさに逆比例する」といわれる。 頂点の少数巨大資本から底辺の膨大な数の少資本にいたる階層的資本構造のも 日本のそれは、 全再生産構造における資本にとっての重要性の低さ 基幹・大規模部門に君臨する少数 展 自由 を

うまでもないが、ここで考察する競争は、経済社会的事実としての競争であって、法律的意味の競争ではない。まず のために、 れているといえよう。 化現象を典型的な形態に割り切って類型化するならば、 ような競争の態様の変化を考察するためには、資本構造の階層化の実態を把握することが必要であろう。競争の まず第一 い非独占相互間の競争の三つに分けられよう。これら三つの階層間には、 (3) に要求されることであろう。 それら各々の競争の形態とその性格の相違を認識しておくことは、それらに対する妥当な規制 そこで簡単に三つの階層間の競争の特色をみておきたいと思う。 **の独占ないし寡占相互間の競争、** 異った形態の競争が展開 (u) 独占ないし寡占対

す。

他

方、

独

占

体は

層

強固

な独占的

結合形

態

ŀ

ラ

ス

١

Ġ

コ

ン

ッ

x

ル

ン

を採ろうとして、

企業合併

S.

株

式

取

得

今

É

0

経

济

市

場は、

独不

占と競

争展

O K

複

雜

ts

カシ

ら部

み門

あ

い競

の争

な新

カコ

K

規

定されて

Ų,

る自

の由

で

あ

る。

か

よ際

う的

な独

競争状

0

変

化が

くて、

産業

間

0)

均

等

発

伴

5

異

種

間

旧

産

業

間

0

競

争

化

K

伴

う国

占

資

状 次 間

0

競

华

量 75 向 L た わ (1) 倒 (1) 産 非 れ易 独 が を はじ 占対 と新 つ 独 て 占 菲 規 租 8 市 企業の 独 L 場 互 参 蕳 たが 非 占 蕳 叐 の競 独 も比 の競争 ってここで 占 誕 争 相 生がめまぐるしくくり返される。い 較 'n 互 特色 間 Ó 的容易で 特色 9 過 0 競争 当 あ خ 競 は、 る。 爭 の分野 この分野では、 k より たくみに そ の企業は、一 0 錯綜 た め 「乗じた した形 竸 同 争 は 一産業部 般に小規模企業であるため、その必要創業資本量 わゆる過当競争の存在が問 特に激 態を取るに 独 占に よる Ħ しく利潤率 内に 至る 非 独 おける直接的 占 (六で詳 Ō ・も低くなり、 支配 逃。 題に 利 競争関係 用 なる分野で 景気循 系 列 (競争による 環 化 9 ある(五で詳述)。 変動 下 請 化等 は 少な. 淘 応じて 汰 が 0) 丈 行 方

< ħ, る。 くみ、 協 (1) な結合形態で 定や 独占ない 恐慌 産 結 合の 部 繁栄等の Ħ し寡占相 あるが、 形 内 態を 0 独 互間 景 占 取ることが多 気変 この共同 大 企 の競争の 業は、 動 は 行為形態では、 特 ے 巨大化 0) 色 独 価 石的 格 L カ た 独 組 生. 占 ル テ 加入諸 織 ts 産 ル、 設 0) し、 備 内 し寡占間 部 企業間 生. 0) 矛盾 産協定、 た X 0) 玄 の優劣や 極 競争は、 . 力 市場 競 カ 争 ル 、生産力 テ 分割協定等 Ò 今日 ル 危 破 険 0 0) ŋ を 経 不 競 均 済学の主要な研究課題 避しようとして、 々がそれである。 争 等性のゆえに、 関 係) 鸰 Ò 形 たえず それら で さまざま 赤 となっ 裸 矛盾 は 々 に 1 0) 7 現 る 共 譲 ی わ

同 を 、りひろげている(三、 志 行 0 ts 競争関係は、 お うとする。 ځ 最 近で n 四にて詳 b は、 種 諸産 0 述 競 業 争 K 形 またが 態 0) 問 つって、 題 7 あ 市 9 場の支配と混合的合併のコングロマリッドマージャ て、資本間 の内部斗争 0) あ 連 ŋ 動として、 方の 形 態 死活 である。こ 山のはげ ĺ t 5 い 斗 独 爭 体 宏

論 牧歌的 懸賞や広告規制にまで踏み入らざるをえない非価格競争の背景が横たわっているのである。現代独占資本主義は、 競争形態の変化をひきおこすことは当然で、今日では競争は、 方からはあまりにかけ離れた複雑多岐な競争形態や競争手段でもって満たされている。そこに、独禁法が、 良質、 廉価の商 品によって行なわれる、 というような

ての競争概念を、常に各類型ごとの競争の実態に照らして検討し、規定し直す柔軟な思考態度が要求されるであろう。 えまい。 ように複雑多岐 (2) ビ ッ もし独然法が競争という一語でカバーしようとするならば、独禁法は、競争概念の入念な精緻化を行なわざるを 今日の競争のもつ各側面を、競争維持政策目的との関連で妥当に規制するためには、 ク・ビジネスの行動が、 な市場構造と、それに対応する競争形態や競争手段をもって展開されているので、これら凡ての競争形 一定の市場構造の下で特別の意味をもつに至ったことについては、一九三〇年頃 独禁法は政策概念とし

では必ずしも明確に認識されていなかった。 ソ ンやチ ___ ンバ IJ ンの理論を境にして、 従来の 「完全競争か独占か」という二者択一的考え方から、

完全競

争と独占との間に、 競争と独占の両性格を備えた競争形態が存在することが認識されるに至った。

正当な反独占訴訟と公的規制によって競争を復活するだけのことである」という式の単純な二分法に基づく伝統的 競争概念が、具体的な経済政策(反独占政策)のスタンダードとしては、 ガ イズの表現をかりれば、「独占は現存したか、しなかったかである。 しからば完全競争理論には、果してどのような非現実的な前提がおかれてい も早有効でないことが明らかに認識されて もし存在したならば、 たのであろうか? その救済策

しえないこと、 (i) 同 種商品を取引する売手と買手の数が非常に多く、 換言すれば、何人も価格政策をなしえないこと。 したがってどの売手も買手も価格の上にい かなる影響も及ぼ

ii)どの売手、

買手も、

市場について完全な知識を有すること。

また顧客や供給源に関する完全な無差別が存在する

(11)

有

効競争理

論を触

発するに

至っ

た主な市場構造要因

l

からば、

独占の

形成により競争を一層不完全なら

l

らで

ある。

争概念の

0

to

B には、

どのような構造的要因が現出して競争制

限

をなすに至

7

た

かを見極めることが、

第一

段階の作業として要請されよう。

でのべ

、るが

その

前

に有効競争

理論を生み出すに至

つ た市に

場

構造要因

の主なものについてみて

お

(1)

(iii) ぁ らゆる生産要素の完全な可動性が存在すること。

気付 え非 固 制 Clark) そのような動向 であることが認め 価 限 格 (iv) 執して、 的 新 難 操 かれるところで れ 5 規 L K 作 ステ Ē 機 玄 企 前 業 公共政策としての競争維持政策の欠点を長い間自覚し是正しえなかっ 知ら 能 が 提 してい 既存 0 ぬ者は が、 グ なかで、 られるに至り、 かくて完全競争 ラ ることも今日お あるし、 企業と同 Ţ あるまい)ことについて 見して非現実的であることは、 G. 社会的要請に答える提案を試みたのが、 ٠. また今日寡占企業による Stigler) 費 それに代る競争概念が反独占政策の基準として漸く要求されるに至っ 械 、用でその産業に参入しうること、等 念は、 お むね認め 教授等 その 知らぬ 前 られているところである。 0) 有 提 効競 の非 人は 価 今日みられる硬直的 現実性 争 格政策が取られている ないで 理 論 で 静 あろう。 あ 態性に メイソン (E.S. 7 えが た わ 意識: H より、 メ な管理価格一つをとりあげてみても容易に また商標 イソ で 的 あ (ビール業界や家電メー ·無意識 る。 現実政策 たのは、 ン は、 やの Mason)' そ 的 0) 完全競争とい n に前提されていたのである。(%) 内容 立法府の怠慢であっ W の基準として K ク よる製 0) 詳 ラ Ì 細 う伝 ク 品 K 差 たのである。 は全く不 カ 9 統 别 1 ては、 達による 的 化 たとさ 基準 が ·適切 竸 (=)

現実 るに 的 至 なもの た したがって、 構 造的 たらしめるに至っ 要 包 لح とは、 有効競 ど 9 た市場構造に対する ような 解明 もの で あ 対 to 症療 か。 法を見出そうとする努 Ł Ų, · うの は そもそも 力の 有 効 競 ts か 争 理 か 5 論 は、 生 れ 完全競爭 た 理 論 で あ 理 論 た か

論

有

効競争の問

|題を考察する場合、

この三者の相互的な関

連が考察されるべきである。

造の 造の 市 (1)問 行 函 有 題は、 数として、 動とは、 効競争の多面 それが 資本の担い手としての事業者の行動、 企業がどのような企業経営内容を示 競爭 性 $\widehat{\parallel}$ 有効競争理論の主要な側面としては、 市場行動) に及ぼす影響い 主として売手および買手の行動である。 L T かんという点にある。 Ų, る かが、 市場行動・市場構造・市場成果の三つに大別される。 競争との 関連に 市場成果は、 . お い 7 企業の 問 題視さ 独禁法に 市 れる 場行 における ので 動 B 市 あ 市 場構 場構

行動 察がなされることが必要である。 寸 に及ぼす影響、 Ís わち、 市場構造と市場行動 (ii) 市場行動 お よび市場構造の市場成果との関連、 本稿では取敢えず、 • 市場構造と市場成果・ 競争概念を考える上に必要な限度で、 市場行動と市場構造と市場成果との の二つの側面についてのみ考察 (i) 市場 関 連の三つ 構 Ļ 造 の変化 有効競 0) 側 が 面 争の 市 0) 場 考

間

題点を明

らか

K

し

た

と思う。

両 あ る ご 組 を 産 れわれの主要な経 たらす構造要因の主要なものとして、 決定 産業へ 者は同じ幹から出た分枝といってよいで (2)織 競争 論 Ļ の参入障壁の三点をあげて は 制限をもたらすに至った主な市場構造要因 · う。 競争 またその行動が今度は産業の成果の良否を決定する」ことになるからである。「 秩序維持を通じて国民経済的成果をあげようとする有効競争理論と前提を同じくするものであって、 か よらに市場に 済的目標の達成に対する産業の寄与の大きさ---おける企業の い。 る。 る。 ()個別産業における売手集中と買手集中、 ケ イバ あろう。 競争行為を通じて、 ス教授は、「市場構造が重要なの それはともかく、 ――J·S·ベイン教授は、 企業の を明らかにすることが、 (i) (ii) (iii) 成果の合理 0) 市 は その産業組織論の中 ü産業内部での製品差別 場構造要因が、 これがその産業に 的 伸長を図ることを企図する産業 かような成果の良否 産業組 どのように競争に影 織 で、 論 おけ 競争制限 0) 究極 Ź 化 企 (i i) 業 目 的 を 行 個 で わ 動 别

響

を及ぼすかを考察しておくことは重要であるので、

ごく簡単にみておきた

と思う。

(1)

高くなれ (i) 別 産業の売手集中と買手集中 ばなるほど寡占的相互依存性は強くなり、 ·A 売手集中度の高 明示または黙示の共謀を行ないやすくなる。 い場合-(1) 他の事情において等しいかぎり、 また売手集中度が 売手集中度

低くなればなるほど寡占的相互依存性は弱くなる。(3) 回売手集中度が高ければ高いほど、
 共同利潤極大化的な産業の価格と、 生産量を確保するための協調 行動 K

向

5

傾向はいっそう強まるだろう。 つまり共同的な独占価格、 生産政策が採用される確率が高くなる。

ことになりやすい。 売手の数が少ない場合、 27売手の数が少なくなるにしたがい、共同独占政策を協調的に追求することを保証する確率が高まる。 要するに売手集中度は、 相互に協定を固守することがより保証されるようになるだろうから、 少数巨大寡占企業の市場支配の程度ないし部門内企業における競争制限の程度を測定する 黙示の 協定に参加する そのらえ、

らみた寡占市場における企業行動の市場構造との関連における把握であるが、 寡占的相互依存行動が可能となり、そのもとで高率の総利潤を取得することができる。以上は、 はより有効になるので、 0 に有効な指標である。 コンシャス・パラレリズムや共謀の証明理論が展開されていることも附加しておこう。(第) これは市場構造要因のうちで最も重要な要因である。売手集中度が高ければ高いほど有効な この市場支配の程度ないし部門内競争制限の程度が高ければ高いほど、 かような寡占構造的把握を 寡占的 産業組織論的見地 相 互依 基 礎とし 存行動 か

なりの部分を購入するということ(重要な買手集中すなわち需要寡占)はほとんどみられないという。 四買手集中の場合――ベイン教授によれば、大規模な少数の個々の買手があって、そのおの お のが 産業の それに 供 紿 かゝ 量 か 0 カ

らず、需要寡占は注目に値する少数の場合にみられ、そこにおいては、売手独占の場合と同様強度の相互依存性が形

成され、

明示黙示の共謀が行なわれやすい。雪印乳業の合併事件は、

買手独占を形成した好個の例と見られている。

響からみると、

た広告またはアフタ

ーサービス等によって、

限する機能を果すし、他方では、部門内企業競争で供給独占的作用を果すことになる。(お) (ii) 製品差別化 製品差別化は、 競争上二重の役割をもつ。一方では、 参入障壁要因として部門外からの競争を制 まず部門内企業競争に及ぼす影

同 一目的に使用される商品と、 形態・意匠等の形の上の差異により異質商品であるかのように見せかけたり、 主

自己の商品に対する買手の知識・趣好を強めて、

買手の選好を強める

かように部門内諸 企業は需要獲得のため製品差別化競争を展開することになる。

す。さらに、この製品差別化障壁を手段として、部門内企業は潜在的競争を制限し、 となるか、巨大資本を擁する企業でなければならなくなる。 好を新しく創出しなければならず、 定しているので、 他方、 企業の製品差別化が強力に働いているところでは、 新規企業の参入がはなはだしく困難となる。 そのためには巨額 9 販売促進費を使わなければならないので、 かくて製品差別化は参入障壁としての重要な 何故なら、 当該企業の製品に対しては、 参入企業は、 価格規制や売出規制のための 自己の商品に対する買手 全体的に買手の選 参入は極めて困 役 割 を 0) が 協 果 選 固

調行動をとることが多くなるのである。

件が保持されることになっている。 移 らに潜在的競争の脅威なしに有効な寡占的相互依存行動をとりうるのである。 な参入障壁をもつ産業の部門内企業は、 動 参入障壁は、 参入障壁 由が阻害され 新 市場行動・ 規 企業の参入という形態をとる部門外からの競争(=潜在的競争) したがって利潤率平均化の法則が働かず、 市場成果の構造的決定要因の中、 参入を阻止することによってその売手集中度を維持強化することができ、 個別産業への参入条件も他の要因に劣らず 重 い わゆる独占価格の温存のための極めて有効な条 参入障壁の存在するところでは、 を制限する手段である。 で 資本 ž 度 あ

(1)

ゆる新シャ

l

禁

企止して

١v 7

る

あ は

規模 法が

以上のような構造的諸要因の出現が、 それらを否定し克服するための競争概念が、 市場における競争を制限するに至ったことが次第に認識されてくる に 有効競争理 論として考案されてくるのである。 **つ**

れ

次に見てみよう。 そのような有効競争概念が、 どのような論議の過程を経て、 どのような法的内容の概念として形作られてきた んかを

有効競争概念の 内容

理 理 9 競争であろう。「完全競争か独占か」といった二者択一的経済理論(完全競争モデル)では、 論と相 一論化が試みられてきた。 (3) 経済学的把握は不充分であることが、 (1)有効競争概念と条理の法則 闋 相 補の関係にお 有効競争理論はその有力な成果の一つであったが、 いて精緻な理論的展開を遂げつつあるようである。 (A) 独占段階における競争 一九三〇年頃から認識されはじめ、 (概念) の最も大きな特色は、 多くの経済学者によって寡占経済把 その他にも産業組織論等が、 独占的ないし寡占的 寡占市場構造上における 有効競 握 0

考えられていなかったようである。判例としては、 入されて、 ための法務長官委員会報告書 効競争理論は、 今日では反トラスト法上の重要な理論の一つとなっている。 に採用されるに至るまでは、 独占ないし寡占経済把握のための経済理論であったわけであるが、 (Report of the Attorney General's National Committee 有効競争概念は、 アルコア判決(一九四五年)やアメリカ煙草判決(一九四六年)等いわ 必ずしも法律上の概念として明確に確立されたものとは アメリカで、一九五五年反トラスト法研 それは、 to Study the 反トラス ト法に も導

(size)の大きさそのものに対する裁判所の攻撃が ン法と呼ばれる一連の判決があり、「大きさそのものが反トラスト法違反である」とか、「シャ 独 占その Ł のであり、 独占力の濫用では 加えられ始めた。 *ts* ア 等 カ煙草事件は、 の文言の中に見られるように、 三社の市場支配力その 1 企 業

メ

IJ

説

Ļ ものを違法性認定の基準としたものであって、 メ IJ カ 煙草判決は、 三社の協定による寡占的市場支配力そのものを規制の対象とみたのである。(は) ァ ルコ ア判決が、 一社の規模 (独占) を問題として取上げ た 0) K 対

てそれと平行するか、それをリードする形で発展してきているので、 お意見の分れているところである。 の態度を変えてきたのである。そのことは、裁判所が、 したことを意味する。 くて独占規制に関してアメリカ最高裁は、 しかしこの新しい経済理論については、 ともあれアメリカでは、 従来の市場行動規制本位の法解釈から、 反トラスト法の解釈に、 経済学や経済政策学そのものが、 アメリ 有効競争理論が、 カ反トラスト法学者や経済学者の間 競争に関する新しい経済理論を採用 早晩裁判所の法解釈に決定的 市場構造規制の法解釈へとそ 反トラスト法を基に でも今日

学者や反トラスト法学者の間でも激しく意見の対立するところであったが、一九五五年の法務長官委員会報告書が 有効競争理論の反トラスト法への導入について一応の結論を示したのである。 そのなかでも特に業績的基準(パフォーマンス・テスト)の反トラスト法への導入については、 経済

予想に難くないところであったのである。

な影響を及ぼすであろうことは、

そこで次に、委員会報告書に採り入れられるに至るまでの有効競争理論の展開についてのべてみよう。

ば法律上の独占概念は、 独占的地 の法的概念と経済的概念の間に相違のあることを嘆き、 回一九三七年、メイソン 位 0) 有 無を認定してきた。 評価 (E. S. Mason) 教授は、"Monopoly in Law and Economics" :の基準として用いられ、裁判所は、事業者の行為を審査するに当って、その行 他方、 経済学者は、 両者を統一的に把える必要のあることを痛感した。 独占概念を経済学的分析の道具と見做し、 なる論文にお 市場支配を独占の いて、 為により 彼によれ

独占の法的判断基準としても、競争に対する市場構造のもつ重要性を認め、 それを理論化しようと試

証拠とみてきたのである。

ŋ

ク教授は、

9

いう有効性 (workability) の本質とは、

ŀ みたのである。 ラストの指標として提唱したのである。(8) その論文発表後三年たって、 J・M・クラーク教授は、 それにはじめて有効競争という名前を与え、 そのなかでも、 メイ 反

ラー ク教授等の説が、 多くの経済学者により、 アメリカ反トラスト政策上の有力な判断基準として次第に認められてきたのである。 いろいろの内容の有効競争理論が主張されてきたが、 ソンやク

るとみられている。 (6) 有効競争理論は、「条理の法則」(rule of reason) に対応して、 反トラスト政策を緩和するための経済学的概念であ

し が経済学者によって展開されたのである。(『) (every contract, combination) を違法とするという規定の緩和を図ったのに対し、それに対応する形で有効競争理論)ない市場条件や事業活動と、そうでない市場条件や事業活動に分つべきであることを主張する。 条理の法則」が、 良いカルテルと悪いカルテルを認めることによって、シャーマン法第一条の「凡ゆる契約・協定」 すなわち有効競争理論は、 独占やカルテル規制に関して、 確かにプライス・ 公共の利益に反

等は、 有効競争概念にしたがって、反トラスト法を運用するという要求の先駆であった)。(※) 分な証拠とは必ずしもいえないとして、メイソン教授は、有効競争論を擁護したのである リーダーシップ(price leadership)、価格硬直(price rigidity)、過度の広告支出(excessive advertising expenditures) 独占 (経済学的意味での独占)の十分な証拠であるかもしれぬが、それらは公共の利益に反する市場支配の十 (それは条理の法則の下で

来の 授同様、 関係において、合法性(legality)は、 有効競争の基準として構造的基準と業績的基準の双方を用いるべきであると考えた。彼は、法と経済との本 市場行動の経済的効果によるべきであると考えていた。そして、経済学者

市場構造や市場行動の合理性(一組の市場構造と市場行動が他のそれより

有効競争を私企業体制の下で実際に達しえられる市場調整の最上のものであるとし、

メイソン教

説

論

大体クラーク教授と同じような意見を展開している。

もよりよいかどうかということ)いかんにありとしたのである。マーカム(Markam)やグリフイン(Griffin)教授

Smith)ならびに商務省の商事諮問委員会(Business Advisory Council)とミシガン大学のオッペンハイム教授 (S. C. い有効競争理論を、 反トラスト法のなかに取り入れることに積極的役割を演じたのは、B・スミス氏 (Blackwell

Oppenheim) であった。

あることを提唱した。このスミス氏の提案は、商務省の商事諮問委員会によって採用されたのである。 政の基準たらしめることを促進する必要があると主張し、市場構造と市場行動とを一貫するような法律を作る必要の とを混同する傾向があるのはなげかわしいことであるといって、「条理の法則」の下で、この有効競争概念を、司法や行 B・スミス氏は、大きな経済は大企業を必要とする。ところが、法律学者や経済学者のなかに、bignessとmonopoly

矛盾のあること等を強く指摘した。(ほ) 写真を示した。その論文で彼は、行政機関(FTC)や裁判所に、 すめようとするアプローチの傾向のあることをなげき、ロビンソン・パットマン法の適用とシャーマン法との間には Antitrust Policy. なる論文において、反トラスト法研究のための法務長官委員会の創設を主張し、そこでの審議の青 オッペンハイム教授も、 一九五二年、Federal Antitrust Legislation : Guideposts to a Revised National per se violation の範囲を広め、「条理の法則」 をう

て反トラスト法のフレクシブルな運用を行なうべきである、と強く主張したのである。(68) 解釈される有効競争の原則の下に、 おびて、具体的動的私企業経済の有効な機能を発揮しようとするのを麻痺させるものであって、「条理の法則の 下 に そしてB・スミス氏や商事諮問委員会と同じように、彼は、 アメリカ産業の成果 (performance)が、 現行反トラスト法は、大企業がますます重要な役割を 評価される基準を見出し」、それによっ

点をめぐって

の結論は、

ス

すことを拒否された。(%) て臨んだが、 オ ッペンハイ ታነ ようなオ それは、 ッペ ム 側 は ンハイ 有効競争理論に合法性の明確な基準を与えないものであるとして、反対派により、 有効競争と「条理の法則」を反トラスト法のなかに挿入した改正案を出そうとする企図をもっ ム教授等の主張を基にして、 九五五年法務長官委員会が創設されたわけである。 改正案を出 スミス Þ

指 所や行政機関(FTC)が、 、ることの有効性は認められる故、 標とするのには役立つであろうという結論に達した かくて委員会は、 有効競争概念を、 競争や独占問題について実際の探求をなす際、 反トラスト法の実施官庁や議会および裁判所が、 反トラスト法の正面玄関から迎え入れることは拒否されたわけであるが、 分析• 判断 経済問題 の一応のスタンダードとして の 処理に当って将来の 裁判 用

ろであって、構造的基準に重点をおくか、業績的基準に重点をおくかによって結論が非常に異なってくるので、 については後述する)。 か ような経緯を経て、法務長官委員会の報告書は、右のような限度で有効競争理論を採用したわけである 思うに、 今のところまだ下されていないといってよ 有効競争理論についてはメイソン、 クラーク教授のそれ以来幾多の議論 の (その ある との

(1)

対し、エドワーズ (C. D. Edwards)、スティグラー (G. Stigler)、レービス (B. W. Lewis)、アダムス P 1 (A. E. Kahn)、ディラム (J. D. Dirlam) 等の経済学者は、 Schwarz) やストッキング (G.W. Stocking) 等の法律学者は、 それに疑問を提起しているし、 それに強く反対している。 またシ (W. Adams) · ュ オ

ミス氏やオッペンハイム教授等が、大企業擁護のために、業績的基準に重点をおいた有効競争理論を唱えたのに

arrangements on competition)を基準とすべきか、公共政策(public policy)を基準とすべきかを明らかにしていな ス キング教授は、 オッペンハイム氏は workability の判断に際して、競争の調整の効果(the effects of.

論 説 ンハイム教授がその点を明らかにしなかったことは、反トラスト法の精神を充分理解していないことによるものであ 下での有効性を目標とするならば、裁判所やFTCは、それらの二者択一をなすべき判断権をもつべきである。 いと批判する。そもそも Public Policy の促進は、競争のある程度の犠牲を伴うことを意味するし、反トラスト法の ォ

のあるところであるが、大体今日では、 円右にのべたように、 構造的基準に重点をおくか業績的基準に重点をおくかについては、今なお激しい意見の対立 FTCや裁判所は、 構造的基準と業績的基準を総合的に判断してことを決し

とでもいいたげな批判を、ストッキング教授はなしているのである。(タン)

析をする以外に方法はあるまい。

思う。 ば引用されるメイソン教授の説と法務長官委員会報告書の見解を紹介して、有効競争概念の内容の紹介に代えたいと (『有効競争概念の内容 有効競争の内容は、一般に構造的基準と業績的基準とに分けられる。 有効競争概念の内容と性格を最も簡単に表現した理解しやすい見解として、今日しばし

いう観点からアプローチしようする」もので、 メイソン教授の説―有効競争のなかの構造的基準 (structure test) とは、「望ましい市場構造の条件を探究すると メイソン氏は、次の四つの基準を構造的基準として掲げている。

②その何れもが市場の大きな部分を占めないこと。

.当該市場にかなり多数の売手と買手が存在すること。

(1)

- (3)いずれのグループ間にも共謀が存在しないこと。
- (4)新規企業による市場参入の可能性があること。

右のメイソン教授の見解と同じような基準を示したものとして、G・J・スティグラー(G. J. Stigler)やコーウィ

ようとする立場にあるといわれている。どのように総合的に判断するかは、個々のケースにしたがって、立入った分 北法22(1•40)40 (4) 生産

能

力の

産出高への効率的調整が行なわれていること。

れる市場構造になっていると考えられる。 工 ドワー ズ(C. D. Edwards) 教授等の説がある。 右の四つの基準に適合する時、 当該市場は、 競争が有効に行なわ

は、 業績的基準 (performance test) とは、 市場構造の条件よりも企業の成果すなわち産出高の制限、 構造的基準 -の批判を通して出現した概念であり、 高価格、 過剰能力の有無等から適切な判定基準がえら したがって有効競争の存在

れる点に見出される。

ン (J. S. Bain) 教授等の見解もあるが、 業績的基準については、 オッペンハイム教授やスミス氏以外に、J·W·マーカム(J. W. Markkam)やJ·S・ベイ 業績的基準の内容を簡潔にまとめたものとしては、やはりメイソン教授の説

が (1)製品 一般的にあげられるので、 「および生産過程の改善のために絶えず圧力がかかっていること。 それを紹介しておくことにしよう。

②コストの大幅な切下げと同時に生じる価格の下方への 調整が行なわれていること。

こと (3)彽 _ ス ŀ 操業に必要な企業よりも大きくも小さくも な V Þ 9 とも効率的な規模の企業に生産が集中されている

(5)販売活動に おける資源の浪費を避けること。

以上五つの基準が、 メイソンのあげる業績的基準の内容である。(8)

るも 業績的基準論者は、 ので てある。 構造的基準を必ずしも全面的に排除しようとするのではなく、 両基準をあわせ考慮しようとす

造的基準論者が一般に、業績的基準を厳しく排撃しようとするのに対して、業績的基準論者は、構造的基準の「静

構

北法22(1•41)41

態

論

説

調は、 くない。 把握し難い性格のものであるだけに、その実際的運用は極めて困難である点からも、 えよう。 的性格」に対して、むしろ「動態的見地」から有効競争を重視しようとして業績的基準を主張するものであるといわ 造的基準が 独禁法の運用をますます無意義ならしめる恐れなしとしないであろう。またとくに各企業の業績 とくに日本の公正取引委員会のように、委員の恣意に左右されやすい情況にあるところでは、 というのは、 したがって、この基準により独禁法を運用する場合には、運用者の主観や気まぐれに左右される恐れなしとし 「量的かつ客観的」性格をもつのに対して、 かような業績的基準の適用が、 構造的基準の適用の場合に比較して、 業績的基準は 「質的かつ主観的」 業績的基準の強い導入は好まし 反トラスト政策を 性格をもつものと 業績的基準 は、 外部 れる。 段と から 9

て、 所・短所をもつものであり、 いることは否定しえまい。ところでメイソン教授は、構造的基準か業績的基準かの二者択一を主張しているので 効独占(workable monopoly)に通じる」と指摘している点は、 ないと考える独占擁護論者であるといわれる。 きである」と考えていたので 両者の総合を説く綜合的適用論者であった。 般に業績的基準論者は、 したがって、 経済的効率に重点をおき、経済的効率を高めるためには、ある程度の「独占」はやむをえ である。 る。 これらは互いに排除しあうのでなく、 ニール氏(A.D. Neale)が「業績的基準の立場は、有効競争ではなく有 メイソン教授は、 かなり手厳しい批判ではあるが、 有効競争の右の代表的二つの基準は、「 むしろ相補いあうように用 問題の核心をついて いられる

緩和する結果になるであろうことは明らかであり、

したがって独占擁護の機能を果すことも否定しえない。

Study the Antitrust Laws) 向反トラスト法研究のための法務長官委員会報告書 の立場 (Report of the Attorney General's National Committee

本委員会は、S・C・オッペンハイム教授とS・N・バーンズ (Stanley. N. Barnes) 氏の二人を委員長とし、 反トラス

(5)

,産業または市場の成長率 (rate of growth of the industry or market)。

(6)

- 的基準の要素をも加味している」といわれる。(() 的な考え方とみて差支えないであろう。 の後にまとめられたものであるので、 ۲ 間 1題を専攻する主要な法律学者と経済学者とから構成され、 本報告に採用されたこの基準は、 報告書は、 報告書は、 有効競争を「基本的には、 有効競争の判断基準として次の十個の基準をあげている。 本報告書は、 今日 これら専門家の一年七ヵ月にわたる討論 *o* 構造的基準 アメリ カに の立場をとりながら、 お ける有効競 爭
- 売手の数や規模は、 極めて大きい場合には競争が効果的であるとはいえないであろう。 issue of relative size) (1)効果的な競争の行なわれる売手ための多数の適切な規模の問題 産業によって異るので一定の数で現わすことはできないが、 競争が有効であるためには、 売手の数および規模が問題である。 (a number of effective competitive sellers: 売手の数が極めて少ないか、 効果的な競争の行なわれる 規模が the
- 否かを極めて重視する。この条件なしには有効な競争は期待しえないからである。 ②参入の機会 (opportunity for entry)。 委員会は、 有効競争の条件として、「参入の機会が比較的自由」 であるか
- 争の主要な条件の一つである。以上の三つの条件が最も重要な有効競争の条件であるが、その外に、 (3)競争者の独立性 (independence of rivals)。 競争者が独立して事業活動を遂行し、 共謀や協定のないことが有効競
- 重大な (4) ハンデ 奪 的排除行為の有無 (predatory preclusive practices)。 ィキ ・ヤッ プの下におくような略奪的排除戦略をとることは、 競争者を、効率とは関係なしに破滅させようとしたり、 有効な競争とは考えられない。
- 競爭 義をもつ。 直接指標とはならないが、 成長率 (rate of growth) せ、 参入のための合理的機会等を決定する上で重要な意 産業の成長速度は、
- 競争的活動に対する市場誘因の特質 有効競争の指 標となることがあるのである。 (character of market incentives to competitive moves) 利潤 への期待や

そのな

か

K

お がける

層激しくなるので、

説 損失の危険のような市場誘因は、 競争が有効に行なわれている時に生じるものである。

論 有効競争要因ともなり、 いる経済的機能を判別することが必要であろう。製品が同質である場合は、一般に競争市場の範囲が拡大し、 ⑦製品差別化 と製品同質化 独占促進要因ともなる。有効競争の存在の判断基準としては、 (product differentiation and product homogeneity)。製品差別化は、 注意深く製品差別化の果して その強弱により

8競争者の価格に適応するか対抗すること 般的には有効競争の条件といえよう。 (meeting or matching the prices of rivals)° 効率のよい企業の低価

格を基準として価格競争が行なわれることが有効競争の本質である。

(9)過度の収容能力 (excess capacity)。適度の余剰能力の存在は有効競争の条件となるので、 一概に余剰能力がある

から過当競争だとか、競争が停滞しているとはいえないとみる。

の価格差別は、 似価格差別(price discrimination)。 競争を有効ならしめる要素であると考えられている。 価格差別は、 常に必ずしも独占のメルクマールとなるものではない。 ある程度

基準をかなり大幅に採り入れた判断基準を示していることは、 以上が、委員会報告書の有効競争についての判断基準であるが、構造的基準(⑴・⑵・⑶)を基礎に据えながら業績的 構造的基準と業績的基準とを総合した立場といえよう。 右に簡単に説明した経緯からも容易に理解されるとこ

裁判所の立場

ろだと思う。その意味で本説は、

解の上に立っているようである。 と思われるが、 メリ カ裁判所の立場も、 各法律学者や経済学者の見解が各々異るように、 大勢としては、 司法長官委員会報告書の立場と同じく両基準の総合的 判決もケース毎にニュアンスの違った競争概念の理 立場 に立って

競争も

と同

(24)

《競争概念のもつ三つの主要な側

時に政策概念

(価値概念)

でもあるという性格をもつもので

あっ

たのに対して、

有効競争概念は、

徹

頭徹

尾

一政策

۲ U. S. 781(1946)) Ų, ャ 構造的 イン・チェン・シアターズ判決 たと思われる判決には、 Ľ クチャ ||基準 を最初に競争概念のなかにもちこんだ判決としては、 1 ズ判決 148 が有名であるが、その外にもグリフィス判決 Ή. (U. S. 2d. ナショナル・レッド判決(National Lead Co. v. U. S., 332 U. S. 319. 1947) やデュ 416 . . (Schine Chain (2d.Paramount Pictures Co., 334 U.S. Cir. 1945)) とアメリカ煙草判決 Theatres Ine. (U. S. v. Griffith et al. 334 U. S. 100, 1948)" et at. アル 131. 1948) 等がある。 v. U. S. (American コ ァ 判 334 U.S. 100. 1948)′ 決 Tobacco Co. <u>-</u> ò ۲. 他方、 et Aluminium 業績: 的基 ラマ 産を用 228 of

競争概念のもつ主要な側面を要約的に検討することにより、 セ ㅁ れ フ らの詳 判決(U.S. |細については、三、四、(寡占市場と有効競争)において、 ۲. Du Pont de NeMours, 353 U.S. 有効競争概念の総論的分析を終えたいと思う。 586. 1L. Ed. 2d. 1057. 1957) 等がある。 必要な個所で適宜触れることとし、 次に 1有効

置に ようとする競争秩序維持政策のための政策概念として定立されたものであること、そしてそれ故に独禁法の中 (1)以上のべてきたところから、 . 据えられるべきものであることが理解されたと思う。二分間でのべたように、 有効競争概念は、 寡占経済構造を前提として、 その上で可及的に競争原理を働 完全競争概念は、 法則 (概念で 核 的位 ある かゝ 步

カ> 概念として登場してきたわけである。しからば有効競争概念は、どのような価値実現を目的とした政策概念であろう

等を政策目的とした経済政策概念であるといわれる。 (§) 般 的 ĸ は 、競争秩序の維持に より、 (i) 経済 この効率に -的発展 かような政策目標をもつものとしての有効競争概念は、 (ii) 資源 の最適 配 分 (iii) 所得配分の公正 (iv) 完全雇 用 市場行 の

実現

論 説 動、市 造に が、 あ 0 ここでは、 |否を検討 規定され 経 場構 験 この 科学的分析の対象とされる。 造、 概 た市場 念のポ 完全競争のもった法則性は後景に退き、 市 蜴 不• 成果 当なものに法的規制 行 1 シト 動 の三つの 0) 市 は、 場成果に 侧 市場構造の面に基本的視点を据えて、 面 から、 すなわち、 及ぼす影響を実証的に検討し、 を加えんとするものである(ここに反トラス 競争秩序維持を企図 有効 競争 もっぱら政策目標とそれに対応する政策手段の適合 性 概念の規範概 して製錬され構成されつつある近代経済学上の概念で (iii) (i) 念 市場成果よりみて、 .市場構造の市場行動に及ぼす影響、 価 値概念) ト法の役割を見出そうとする)。 的性格は、 逆に市場行動や 応それとして 市 (ii) 場構 市 かん 場

するもののようで 措定された上で、

ある。

Ħ

的に対する手段の

適合性の合理的

•

体系的追求の学問として、

近代経済学は実証

的

科学たろうと

窧 ž フ 0 念を反 b しての競争」のもたらす国民経済的効率をも期待する故にこそ、 カで ため .壁、製品差別化等の市場構造要因の、市場行動 (2)反 Ī る ŀ カ には、 市 ラ ような近代経 また他面 Ø トラスト 1 条項(第四章の規定の多く)をおかざるをえなくなった経緯は前述したとおりである。 ス 場 有効 法 ۲ 構造の寡占化が、 法 (Celler-Keafauver Act) で 競争 法 は は 0) 済学 理論を補完する面をもつ産業組織 なかに導 单 純に競争制限 市場成果の Ė の概念が、 市場行動や市場成果に 入してい 測定から、 行為のみを規制して、 容易に るので により、 ある。 市 反トラスト 場 や市場成果に及ぼす反競争的影響についての実証 行動 クレイトン法第七条が一層強化されたのは、 反競争的 日 本の や市場構造の反競争性 論が発展せしめられて、 法上の法概 独禁法が、 競争秩序維持を図ることを目的とするのみでなく、「 に影響を及ぼすことを阻 競争秩序維持のための規制基準として、 念とされらることも理 市場行動規制(三条)のみでなく、 (経済的効率性や資源配分の最適性の 企業集中(売手集中や買手集中)、 止する 解 ためで K 企業合同によりも 難 ₹ 的 九五〇 あっ 研究が は あ る た。 年、セラー・ 市 進め 場構 有効競争 近 6 造 年 たら 7 用 基 概

1

価値概念としての政策概念の客観性については、論議のあるところで、Max Weber,

(1)

うる根拠が見出されるであろう。

どの構造要因に強力な反トラスト政策を適用すべきか、 場成果にかかわっている限りにおいてのみ意味があり、 調査(各種利潤率を従属変数とし、 手集中、 資源の最適配分等)に寄与する限りで価値ありとされる概念であるといえよう。 してのみ評価されらる」という前提がおかれている。 しようとするもののようである。そこでいう有効競争には、「市場構造と市場行動のパタンは、 ここに有効競争概念が、経済学あるいは経済政策学上の概念であるのみならず、 参入障壁、 製品差別化等のうちのどの要因が、 市場構造要因を独立変数とする多元回帰方程式を分析してうる方法を用いて)し、 そこにおける有効競争概念は、 構造と行動は、 あるいはそのためにどのような手段を講ずべきか 産業間利潤率の格差発生にどのような影響を与えているか 究極的には、 反トラスト法上の法概念でもあり 両者が導く成果のパタンで計 市場成果 それらが系統的 (国民経済的効率性や 等 を K 究 市 明 測

準

Ċ

. 照らして)を判定し、有効な反トラスト政策をそれから割り出そうとする研究も進められている。たとえば、

売

拠であろうが、 もよい――分析が進められ、競争概念の精緻化がなされると同時に、その科学的運用が強く期待されるところである。 競争の確保」におくことを宣言していることは、日本経 谷村公取委員長が、 それだけに日本の独禁法においても、 一九七一 年の年頭 の辞において、 競争概 本年の独禁政策の第一重点目標を、「寡占的市場に 済の置 念の かれている今日的情況を適確に把握していることの 一層の社会科学的 ―経済学的・法律学的といって おけ る有効 証

und sozialpolitischer Erkenntnis" (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd.19, 1904). をよりどころにする説が多いが、 政策概念としての有効競争概念を目的概念として、独禁法上の条文をその手段とみるとき、目的に対する手段の適否の問題とし て、ある程度客観的、 効率的に、その当否を判断しらるであろう。

"Die Objektivität sozialwissenschaftlicher

してこのように用いておく。

- (2) ここでは、近代経済学に対する意味で、アダム・スミス、リカード、マルクス等値価論の基礎の上にたつ経済理論を、 学と総称して用いた。経済学者に対してこのような呼び方が通用するかどうかは知らないが、ここではあくまで便宜上の名称と 值価経済
- 3 完全競争という語は使用されていない。 久留間鮫造編、Marx Lexikon zur Politischen Ökonomie にも、また寺園徳一郎・資本と競争(ミネルバ書房)にもそのような
- 4 大阪市大経済研究所編、経済学小辞典(昭和三五年岩波書店)一四三頁より引用。
- (5) 久留間編・前掲レキシコン一七九頁参照。
- (6) これは自由主義経済学の原理原則であったといえよう。シンガーは、純粋競争の経済モデルには、次の五つの特色があるとい 手や買手も価格に影響を与ええないこと、⑸共謀のないこと。これらの条件をシンガーは純粋競争の条件とする(F.M. Singer う。⑴多数の売手と買手のいること、⑵標準化された製品であること、⑶参入や参出の自由であること、⑷いかなる個人的な売 Antitrust Economics, pp. 15—16)。 なお純粋競争という場合の純粋は、凡ゆる独占的要素のないことという。

(7) 出石邦保「米国における反独占政策と競争の理論」一〇三頁。

- (8) 星川順一・価格体系と経済機構(一九六九年新評論)九頁。
- (9) 星川・前掲書九頁。
- (1) 妹尾明「競争をめぐる二三の問題について」公正取引一〇三号一三頁。
- (1) 妹尾・前掲論文一三頁、久留間編・前掲レキシコン参照。
- (12) 妹尾·前揭論文一三頁。
- 売手・買手間の競争を法的に評価しているといえるのではないかと思われる。 え、売手・買手間競争は把えていない。ただ不公正な取引方法第二条七項の五号(自己の取引上の地位の不当な濫用禁止)は、 商品の販売過程における競争は、経済学的には、この三つの側面に分けられるが、独禁法は、売手間、買手間の競争のみを把
- 14 久留間編・前掲書目次では、「資本論」における競争の機能的側面を詳細に分析していて、大いに参考になる。

- (17) 馬場克三・株式会社金融論(昭和四○年)三八―三九頁。
- 18 馬場·前掲書三九頁参照。中村通義·株式会社論(一九六九年)八四—八六頁参照。
- 準則主義による株式会社法の制定されたのは、ドイツでは一八七○年、フランスでは一八六七年である。
- G. W. Stocking, Workable Competition and the Legality of Trade Association Activities, 2! Univ, of Chicago L. Rev. p.527 「大量生産と分配は、不可避的に近代企業の下に独占の要素を注入し」、「競争は純粋でも完全でもない」ことを示してきた。
- (2) Hilferding, Finanzkapital(1905)第三篇十一章利潤率均等化の障害とその克服から十五章まで参照されたい。
- (22) 完全競争の仮定から直ちに有効競争理論に転化するのでなく、E·H·チェンバリンの独占的競争理論(The Theory of Monopolistic Competition 一九三二年)やJ・ロビンソンの不完全競争理論(Economics of Imperfect Competition. 一九三三年)等の 理論を経過して、メイソンやクラークの有効競争理論に移って行ったのである。
- (23) 神田忠雄外・競争の経営学(叢書現代経営学)二二七頁引用。
- (5) 申日十・市曷書二二八瓦参照。(24) 神田忠雄外・前掲書二二七頁参照
- (25) 神田外・前掲書二二八頁参照。
- 26 この点については、拙稿「懸賞広告の規制」なる論理において述べておいた(実務法律時報三号の参照)。
- 27 G. J. Stigler, Antitrust Economics. p.15., Attorney General's National Committee. p.337. (1955). 小西唯雄•前掲書八九頁。 J. K. Galbraith, American Capitalism: The Concept of Countervailing Power. p.44 (1952)
- 年)第七章。 J. M. Clark, Toward a Concept of Workable Competition, 30 American Economic Review, 241 (June, 1940),されるべき何らの資格を有しないものである」。(A・シュンペーター著・資本主義、社会主義、民主主義」上(東洋経済昭三七 シュンペーターによれば、「完全競争モデルは、ただ不可能であるばかりでなく、劣等なものであり、理想的モデルとして設定
- (3)) クラークやメイソンは、有効競争理論を三つの側面に分けて、各側面を考察している。 M. A. Adelman, Effective Competition and the Antitrust Laws, 61 Harv. L. Rev., pp.1289—1350 (Sept. 1948).
- R・ケイバス(小西訳)・産業組識論等がその裾野を拡げていると考える。 産業組織論の専攻者は、この点について皆のべているが、その最も代表的なのは、J・S・ベイン(宮沢監訳)・産業組織論上下

- 32 リチャード・ケイバス著・小西唯雄訳・産業組織論(昭四三東洋経済新聞社)二五頁。
- 、33) J・S・ベイン著・宮沢健一訳・産業組織論上(昭四五丸善)一二一頁。
- (3) ベイン著・産業組織論上一二一―一二七頁。
- 拙稿「管理価格規制のための独禁法理論」上下公正取引一六二号一六三号において、コンシャス・パラレリズムの問題に触れ
- (36) ベイン著・産業組織論上一五三―一五八頁参照。
-) ベイン著・産業組織論上二三九--二四六頁参照。
- (38) この点については、後述するであろう Penn-Olin Case(378 U. S. 158. 1964)は、この問題に関する最高裁の注目すべき判 が横たわっているようである。この点については四、で潜在競争の問題について詳論するつもりである。 決である。かような判決の基礎には、やはり、前掲ケイバスやベイン教授等の産業組織論における参入障壁―潜在的競争の理論
- 占経済把握の理論化のため、従来の完全争理競論に代る理論を出してきた。これらを受けて、メーソン、クラーク、スティグラ ェンバリンの論文と殆んど同時に、ロビンソン(J. Robinson)も、Economics of Imperfect Competition(1933)において、寡 ー教授等の有効競争論が出てくるが、ケイバスやベイン教授等の産業組織論の原型もそこにあったといえるのではなかろうか。 E. H. Chamberin, The Theory of Monopolistic Competition, A Re-Orientation of the Theory of Value (1933)' 나이자
- 証的に深めようとする経済学であることは明瞭である。 ケイバスやベインの産業組織論の目次を一見すればわかるように、有効競争理論における市場行動、市場構造、市場成果を実
- 41 Report of the Attorney General's National Committee to Study the Antitrust Laws (March. 1955) pp.318—338
-) G. W. Stocking, ibid. pp.245—246.
- (令) U. S. v. Aluminium Co. of America, et al, 148 F, 2d. 416 (2d, Cir 1945)
- (숙) American Tobacco Co. et al. v. U. S. 328 U. S. 781 (1946).
- G. W. Stocking, Economic Change and the Sherman Act: Some Reflection on Workable Competition, 44 Va. L. Rev., pp.
- 46 従来反トラスト法では、事業者の行為が規制対象とされてきたのに対し、支配力そのものが、あるいは支配力をもつ企業規模

- そのものが規制の対象とされるに至ったという意味で、本件はまさに劃期的な事件である。
- 47 G. W. Stocking, ibid, p.243.
- 48 G. W. Stocking, ibid, p.28—29
- 49 の最上のものである(Stocking, ibid, p.244)、として強力な反トラスト政策を主張する 小西唯雄・前掲書八四頁、ストッキングは、有効競争は、私的企業体制下で、実際に達しえられる市場調整(market arrangements)
- 50 Yale L. Jour., pp.1112—1128 (1955), Walter Adams, The "Rule of Reason" : Workable Competition and Workable Monopoly? 引制限と不当な取引制限とに分け、不当な取引制限のみをシャーマン法違反とするという考え方である。この点については、スト Yale L, Jour., pp.350—354 (1953—54). ッキングやW・フダムスの次の論文に詳しい。G. W. Stocking, The Rule of Reason, Workable Competition and Monopoly, 64 条理の法則は、スタンダード・オイル・カンパニー事件(一九六一年)で、最高裁が導入した法原則で、取引制限を、正当な取
- 51 G. W. Stocking, ibid, p. 244.
- 53 52 G. W. Stocking, ibid, p.244
- G. W. Stocking, ibid, p.252
- 54 1154—1158, G. W. Stocking, ibid, p.254. S. C. Oppenheim, Federal Antitrust Legislation: Guideposts to Revised National Antitrust Policy. 50 Mich. L. Rev., pp.
- 55 G. W. Stocking, ibid, p.252.
- G. W. Stocking, ibid, p.255

56

- 57 G. W. Stocking, ibid, p.256
- 58 小西唯雄・反独占政策と有効競争 一〇〇頁参照
- 59 小西唯雄・前掲書一一〇頁参照。
- 60 小西唯雄・前掲書一一一頁参照。
- 61 小西唯雄・前掲書一一八頁。
- 62 Neale, The Antitrust Laws of the U. S. A., p.487 (Cambridge Univ. press) 1960

63

小西唯雄・前掲書一二五頁引用。

66

H. J.Levin は、この規準は、構造的基準と業績的基準を結合しようとしているとして理解する。 Business Organization and

Public Policy p.6. (1958), 小西・前掲書九七頁。

65 Report of the Attorney General's National Committee to Study the Antitrust Laws, pp.325—333 (1955).

ヮトソンは、このレポートの立場を構造的基準の代表とみる(前掲書二○─六七頁)。しかしこれはおかしい。

67 各ケース毎に検討する以外にきめ手はない。 今日では、一般的には反トラスト法学者によってもそう考えられているようであるが、何れにウエイトがおかれているかは、

(8) 熊谷尚夫・経済政策原理(一九六八年岩波書店)二七―二八頁。

(9) ベイン著・宮沢監訳・産業組織論四〇三頁。

(77) 植草益「利潤率と市場構造要因」|||田学会誌六||巻七号参照。

雑誌公正取引・一九七一年一月号年頭の辞において、谷村委員長が三つの目標を掲げているが、有効競争の確保が第一にあげ

71

られている。

北法22(1•52)52

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XXII No. 1

SUMMARY OF ARTICLES

Examination of
the Concept of Competition
in the Antimonopoly Act (1)

Akinobu Tanso Professor of Economic Law Faculty of Law, Hokkaido University

The concept of competition in the Antimonopoly Act is one of the most important criteria to decide whether or not any act of entrepreneur causes a substantial restraint of competition or tends to impede fair competition.

But the definition of competition prescribed in Section 2 (4) of this Act is not always useful as the criteria of judgement thereof. Therefore, the purpose of this article is to examine how the concept of competition in the Antimonopoly Act should be made up to control restraint of competition and impeding competition. For this purpose, the writer thinks that the concept of competition in the Antimonopoly Act should be made up in accordance with forms of restraint of competition and impeding competition in each type of the market structure. In this article he intends to examine those points.

This article consists of following six chapters. In this paper (No. 1, Vol. 22, THE HOKKAIDO LAW REVIEW), however, the writer tried to explore only first two chapters of them. The remainings are to be published later. Contents of this article are:

Introduction—Significance of examining the concept of competition.

- Chapter 1 Meaning of competition prescribed in Section 2 (4) of Antimonopoly Act.
- Chapter 2 Transition from the concept of Perfect Competition to the concept of Workable Competition.
- Chapter 3, 4 Oligopoly market structure and workable competition.
- Chapter 5 Small and medium sized enterprise market structure and excessive competition.
- Chapter 6 Dual structure of economy and duplication of competition.

 Conclusion